

決算特別委員会会議録

開会 令和6年9月13日

閉会 令和6年9月24日

寒川町議会

出席委員 茂内委員長、吉田副委員長
山田委員、柳田委員、関口委員
天利議長

欠席委員 なし

説明者 大川教育長、高橋教育次長
奥谷教育政策課長、明珍指導主事、千野副主幹、山口副主幹、小林主査
黄木学校教育課長、上村指導主事、畠山指導主事、高橋指導主事
西ヶ谷副主幹、内田副主幹、中村主査
石黒教育施設給食課長、小宮主査、井上主査、箭内栄養教諭

案 件

(付託議案)

1. 議案第51号 令和5年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第52号 令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第53号 令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第54号 令和5年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第55号 令和5年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和6年9月19日
午前9時00分 開会

【茂内委員長】 皆様、おはようございます。本日決算特別委員会4日目、残るは教育委員会の審査となりました。皆様の熱い思いとともに審査を今まで進めてまいりました。最終日、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、執行部入室まで、暫時休憩といたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。
本日、これから教育委員会教育総務部の審査に入ります。
執行部の説明を求めます。
大川教育長。

【大川教育長】 皆様、おはようございます。委員長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より寒川の教育につきまして、いろいろとお世話になっておりますこと、この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。

この9月で、昨年からはじめました給食センターからの給食提供が1年を迎えます。子どもたちが時たま、そろそろ給食の時間かなんていうことを思いながら時計を見ていたり、あるいは、友達と楽しそうに給食をほおぼっている姿、そういうのを見るとやってよかったな、これからはいい給食を提供し

ていきたいなと思っているところでもあります。今後も安全安心、おいしい給食の提供を目指して、しっかりやっていきたいと思います。

また、9月、2学期が始まりまして、3週間が今たとうとしております。小学校では子どもたちが日光方面に修学旅行、先週、5校とも無事に楽しい思い出と一緒に帰ってまいりました。中学校はこれから旭が丘中学校、そして寒川中学校という順で体育祭を行います。今、練習に熱が入っているところがありますが、熱中症には十分気をつけて、いい思い出をいっぱいつくってほしいなと願っているところでもあります。

教育委員会としましては、これからも、よりよい充実した教育活動ができますよう、施設、あるいはいろいろな授業等の充実を図ってまいりたいと思います。

本日は、昨年度の事業につきまして、ご審査をいただきます。3課にまたがっておりますので、少し時間のほうがかかることもあろうかと思っておりますけども、私、自席にて控えておりますが、どうぞ皆様よろしく願いいたします。失礼いたしました。

【茂内委員長】 それでは、暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

教育委員会、教育総務費の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

高橋教育次長。

【高橋教育次長】 皆様、おはようございます。それでは、教育委員会所管の教育費の令和5年度決算のご審査をお願いいたします。

予算科目の1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費については、教育委員会3課で所管するとともに、4項社会教育費については、教育政策課と教育施設給食課が所管しております。5項保健体育費につきましては、教育施設給食課が所管しておりますけれども、基本的には同一科目の中に所管課が混在する形となっております。

したがいまして、説明につきましては、教育政策課長が一括して行い、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【茂内委員長】 奥谷課長。

【奥谷教育政策課長】 皆様、おはようございます。それでは、教育政策課、学校教育課、そして教育施設給食課の令和5年度決算についてご説明申し上げます。

説明に当たりましては、タブレットの010、教育政策課、学校教育課、教育施設給食課、決算特別委員会説明（参考）資料に基づいてご説明いたしますので、よろしく願いいたします。なお、この説明資料は、教育委員会の3課を併せたものとなっており、担当課名を各ページの右上の括弧内に記載しております。括弧の記載がないページについては、複数の所管課が混在するところがございます。

それでは、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費からご説明いたします。タブレットの説明資料については、58分の2ページをご覧ください。

教育委員会関係事務経費については、教育委員会の運営等に係る経費で、教育委員会委員4人の報酬、委員の出張旅費、各種行事、大会などへの交際費のほか、負担金補助及び交付金は県市町村教育委員会

連合会への負担金でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

表彰関係経費については、教育委員会表彰等に係る経費でありまして、多年にわたる教育の振興や発展に貢献、また、協議会などで優秀な成績を収められた個人や団体に対し、毎年表彰を行っているものであり、令和5年度は、個人で5名と、2団体を表彰いたしました。

次に、2目事務局費です。資料は4ページをご覧ください。

職員給与費は、教育長及び教育次長、社会教育担当を除く教育政策課職員5名と、学校教育課職員10名と、そして、教育施設給食課職員12名の人件費です。なお、本経費の特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に、5ページ、事務局経費については、教育政策課の事務経費でございまして、報償費は、点検評価の外部評価者への謝礼。旅費は、教育長及び教育政策課、教育政策担当職員の出張旅費。消耗品費は、参考資料等の購入費。負担金補助及び交付金は県町村教育長会、湘南地区高等学校定時制教育振興会等の負担金でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、6ページ、こちらは学校教育課所管の事務局経費でございまして、主な内容といたしましては、小・中学校の学校運営協議会委員50名分の報酬、学校読書指導員4名分の報酬、期末勤勉手当、労働保険料、職員の出張旅費のほか、校外学習等に係る保険料や学校に配置した会計年度任用職員21名分の健康診断委託料でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の7ページ、こちらは教育施設給食課所管分の事務局経費でございますが、需用費と使用料及び賃借料は、工事積算用の書籍等と積算システムの使用料。備品購入費は、職員の作業用工具の購入でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の8ページ、学校保健関係経費については、各種委員や就学時健診に係る医師への謝礼のほか、就学時健診用の消耗品費や学校保健に関わる委託料、地区学校保健会等の負担金などがございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の9ページ、教職員人事管理経費でございますが、委託料は、県費教職員の福利厚生事業及び健康診断、また、校務支援システムに係る経費でございます。使用料及び賃借料は、遠足等で引率する教員が利用する施設に入場するための入場料で、負担金補助及び交付金については、学校現場における衛生推進者養成講習会の受講料や防火責任者養成講習の受講料でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、10ページ、学校適正化検討事業費については、寒川町公共施設再編計画での検証結果を受けて、令和3年度より設置した町立小・中学校適正化等検討委員会に係る経費で、学識経験者など検討委員会委員の謝礼でございますが、令和5年度は委員会の開催がなかったため執行はしておりません。

次に、資料の11ページ、奨学金基金繰出金でございますが、こちらは同基金の預金利子を繰出金として基金に積み立てるものです。なお、本繰出金の特定財源は下表に記載のとおりでございます。奨学金は、経済的理由により高等学校等への就学が困難な方に貸与することで就学を奨励しております。令和5年度は就学試験として、1名に貸与しました。また、令和5年度中の返還者については、15名ございました。

次に、3目教育研究室費に移ります。資料は12ページをご覧ください。

教職員の資質向上事業費については、若手教員を中心に、指導方法に関する支援、助言を行うため、学校に教育フロンティア専門指導員2名を配置するための報酬などのほか、研究冊子を作成するための用紙代、茅ヶ崎寒川地区の小学校と中学校の教育研究会や地区校長会等への交付金、分担金を支出し、教職員の研究や子どもたちの文化活動を支援いたしました。また、教育研究室の主催事業として、教育研究員研究会という組織を設け、小・中学校の教員から研究員を募り、様々な教育課題について1年間研究を行い、各校へ成果を還元しております。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。本事業費の特定財源でございますが、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の13ページ、教育相談事業費については、教育研究室における相談といたしまして、指導主事による日常的な教育相談のほか、臨床心理士2名による教育相談を実施しました。さらに、訪問相談指導員1名、大学生の学生相談員2名、循環相談員2名を配置し、訪問相談などに当たるとともに、相談指導教室において定期的に相談を実施いたしました。相談に関する主な支出は、相談員等への謝礼や相談指導教室の運営に係る費用でございます。また、委託料は、平成26年度からスタートさせたネットパトロールのための経費でありまして、インターネット上で公開されている学校非公式サイトやSNS等を検索、監視し、町教委がその報告を受け、各学校にその内容を伝えるとともに、ケースに応じた対策を講じてきたところでございます。

次に、資料の14ページ、教育調査研究事務経費については、教育研究のための調査や資料の収集及び提供等を行うための経費で、需用費は、教育関係図書資料等を購入するための消耗品費。使用料及び賃借料は拡大コピー機等の借上料。負担金、負担金補助及び交付金は、県教育研究所連盟への負担金でございます。

以上で、1項教育総務費の説明を終わります。ここで一旦説明を区切らせていただきます。これまでの内容につきまして、ご審査のほどよろしく願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 まず、12ページの教職員の資質向上事業費の中で、教育フロンティア専門指導員についてお伺いします。説明の中で、2名というところで、報償のところに2名分で、あと各学校から教師を募っているという説明がありましたが、小学校、中学校に何名ずつ配置されているのかお伺いします。

続きまして、13ページ目の教育相談事業費で、こちらは去年も聞きましたが、ネットパトロールの委託料、ネットパトロール委託についてで、令和3年度は4,040件、令和4年度は4,015件、令和5年度の数値をお伺いします。

以上、2点お伺いします。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 まず、1点目の教育フロンティア等についてのご質問にお答えします。

教育フロンティア専門指導員については、管理職経験者、2名を雇用させていただいております。こちら、もともと中学校籍2名の方々ですが、令和5年度につきましては、お一方を小学校のほう、5校

を巡回していただく。特に、算数の強化のほうに力を入れていただく。もう1名の方は中学校を巡回していただくということでやっていただきました。

また、少人数補充教員等は、各学校1名ずつ、基本的には配置をしております。ただし、ハーフ勤務ということで、そういった場合については、1校、ハーフですと2名と、1名分ということでハーフが2名で1名分ということで、そういった学校が1校あるということでございます。

【茂内委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 2つ目のご質問にお答えいたします。

令和5年度のネットパトロールの調査対象の件数ですが、3,357件となっております、前年度に比べてマイナス658件となっております。減少した傾向につきましては、個人のサイトにおいて、鍵をかけて見られなくなっているというところでは安全面の配慮がなされているのかなという反面、逆に埋もれてしまって、なかなか重大な事案とか早期発見につながらないという一面もあります。

内訳としましては、SNS等による個人サイトが2,973件、学校非公式サイトにつきましては、384件が対象となっております。

以上です。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。まず、教育フロンティア専門指導員に関する配置に関しては分かりました。あとなんですけど、まち・ひと・しごと創生総合戦略のところ、教職員の資質向上事業の部分で、今日的な教育課題に関する精神的な知識を深め、教職員の指導力及び対応力の向上を図るところがあります。今日的な教育課題とはどのようなものなのかということをお伺いします。

2点目のネットパトロールのところは、減少傾向にあって、以前コロナ禍のときに学校が休みだったりする時間が長かったので、家で過ごす時間が多かったので、利用回数が多かったのではという答弁が前回ありましたので、今回はコロナ明けの中で減っているという傾向は分かりました。これは個人サイト、鍵垢というんですか、鍵がかかっているのでもっと守られているという反面、中身までは見れないという課題もあると思うので、そういったところに関して、何か思うところがあればお伺いします。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 1点目の今日的な教育課題とはということでございますが、今日的な教育課題については研修等で取り上げておりますが、中身としましては、今進めているGIGAスクール構想に関するICTの効果的な活用の仕方、また、それとともに、ICT活用に頻度が増して情報モラル、その点についての指導の仕方、考え方といったもの、それと、教職員の皆様方のニーズの高い部分で言いますと、生徒指導に関わる方法ということで、特に積極的な生徒指導の面で、どういうふうにしたら子どもたちの自己肯定感を高められるのか、そういった部分のアプローチの仕方、そういった部分を行うことが多くなっております。

【茂内委員長】 高橋指導主事。

【高橋指導主事】 ネットパトロールにつきまして、鍵がかかっていたりとか、なかなか見えない部分にあるかと思いますが、先ほど黄木課長からもありましたとおり、現在学校ではGIGAスクール構想による1人1台端末で、情報モラルの教育も並行して行っております。主にネットパトロールに引

かかるものとしては個人情報の流出が主となっておりますので、ふだんの学校生活における端末の使い方の中でも情報モラル、個人情報を守っていくということを徹底して指導しているところでございます。以上です。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。ICTだとか情報モラルの部分のところに課題を感じていて、その部分で、こういった授業をすることで自己肯定感の向上だとかにつながっていると。あと、そういったところで、何か学力の向上だとかそういった部分にも関係している部分があるのかどうか、成果があるのかどうか、予算を使った上での成果があるかどうかという点でお伺いします。

2点目のネットパトロールについてなんですけど、情報モラル教育は続けていくことで、児童・生徒の情報リテラシーの能力も向上しているという傾向があるので、数値として反映されているということで、数値として反映していると教育委員会としては見ているということによろしいでしょうか。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 1点目の学力向上に関する研修等についてでございますけれど、こちら町主催の教職員研修会等、それと各学校ごとに、県の事業を受託しまして、さむかわ学びっ子育成推進事業というものを行っておりますが、こちらは各学校ごとの校内研究ということで、そちらのバランスを見ながら研修会等を行っているところです。もちろん教職員研修会、町主催のものについても学力向上、特に主体的、対話的で深い学びに関する授業改善の授業方法の指導法、そういった部分の研修等も行ってありますが、主に各学校では学力向上に向けた校内研究を行っておりますので、その部分での各学校での推進が行っているというところでの学力向上というところをやっているというところですよ。

また、町主催で教育課題研究員部会というのを行ってございまして、各学校から人選いただいて、今、求められている教育課題に関する学力向上に向けた研究部会というのも行っておるところでございます。以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、2点お伺いします。まず、11ページの。

【茂内委員長】 失礼いたしました。ごめんなさい、柳田委員の質問の答えを、2つ目によるしくお願いたします。

高橋指導主事。

【高橋指導主事】 情報モラル教育の推進により、子どもたちの情報リテラシーの向上が図られ、減少しているというふうに見えていいかなと考えております。また、今日ネットによる犯罪が増えておる中で、ご家庭でのIC、ネットに関する教育のほうも並行して推進されているのかなと考えております。

【茂内委員長】 大変失礼いたしました。他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、2点お伺いします。

まず、11ページの奨学金制度なんですけど、たしか予算のときには、申込みなくてゼロということですけども、今の今日の説明ではお一人ということで、申込みがあったということで了解しましたけど、

あと、返還に関しても15名ということですけど、これに関して、今はやはり経済的に厳しい状況というのが続いていると思うんですけど、それに関して、町として、教育委員会として、奨学金制度をもっと活用させるための対策とか、何かもし考えていることがありましたらお願いします。

次ですけど、13ページなんですけど、教育相談事業で、相談件数が増、予算のときは、臨床心理士の謝礼を増やすということでありましたけど、これに関して、5年度どのような相談があったのか、もし相談件数なども分かればよろしくをお願いします。

【茂内委員長】 奥谷課長。

【奥谷教育政策課長】 1点目の奨学金の関係でございますが、奨学金については、毎年、11月の校長会で周知をお願いしつつ、対象のご家庭全てにこういう制度があるということについては、周知のチラシをお配りしてお知らせしているような状況でございます。

新たな町としての取組というところなんですけど、県ですとか国レベルとかで、民間団体のほうでもいろいろな支援が拡充されてきている状況は承知しております。その中で、そういった、今後、子育て支援の一環でも教育面に係る法的な支援というものもいろいろ出てくると思いますので、町としてどのような制度を備えるべきかということについては、そういった情勢も見ながら適切に判断してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

【茂内委員長】 畠山指導主事。

【畠山指導主事】 2つ目の質問についてお答えいたします。

まずは心理士の回数を2人で100回というところに増やしていただきまして、大変ありがとうございました。2人で100回に増やしていただいたことで、前年度よりも心理士の相談件数が102件増えました。主な相談内容としましては、不登校の相談ですとか、それから発達に関する相談が多かったです。ただ、不登校といいましても、学習不振とか発達に悩みを感じて学校になかなか行けなくなっているなんていう子の中にはおりました。そういった子も大きく不登校というふうにまとめております。

以上でございます。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、奨学金のところからですけど、11月に校長会で周知をしていくということで、様々、今奨学金制度はいろいろとあるということで、これに関して、これも考えていくということでしたけど、今、町で行っている奨学金制度に関しては貸与ということで、また返済をしなきゃいけないものだと思うんですけど、給付型の奨学金というものを、町として、教育委員会としては考えているのかどうか、まず、そこをお伺いします。

あと、それから教育相談の臨床心理士のことですけど、2人になって100回、102件増えたということですけど、これ、5年度に相談を受けた件数というのはどうなっているか、増えたということで102回が1年間でやったのか、先ほどの説明だと増えたということでしたから、その辺をもうちょっと。もし、あとそれで、去年、おととしぐらい、3年ぐらいの傾向というものが分かればお知らせください。

以上です。

【茂内委員長】 奥谷課長。

【奥谷教育政策課長】 奨学金の関係でございますが、先ほどの説明との繰り返しになるところもご

ございますが、高校については、大分無償化というところで進んできているところがあるかと思います。また、多方面での制度というところも整ってきている中で、先ほども言ったとおり、情勢を見ながら適切に判断してまいりたいとは考えておりますが、今すぐに給付型の導入ということについては、もう少し時間をかけて見極めるべきなのかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 相談の件数の部分でございますけれど、102件増ということで、389件になっております。ですので、前年度が287件、そこから102件増加しまして、389件となっております。

傾向としましては、特に、今まで変わらずというところで、不登校というような相談が多いと申し上げましたけど、不登校と一言に言っても、友人関係に関することですか、あと家庭環境に関することですか、あと退学、怠けというようなことですか、生活リズムの部分に関することですか、多岐にわたるかなと思いますが、こういったことは特に大きな変化は見られない。ただ、相談件数は増えてきているというような状況の変化があるというところでございます。

【茂内委員長】 他に質疑はございますか。

関口委員。

【関口委員】 10ページの学校適正化の関係、これは8→6だと思うんですけども、予算を組んでおきながら開かなかったという、この理由は何なんでしょうか。

それが1点と、それから、資質向上の関係について、12ページになりますが、いろいろな形での資質向上の研修やら、それから講演会やら研究会等ありますけども、これというのは指名なんでしょうか、それとも教員が手を挙げるんですか。これもそうですし、それから、その中には、GIGAの関係でいろいろな研修をしたり、研修というか勉強したり、それからITの関係でということいろいろやったりということで、資質向上が先生の多忙化にさらに拍車をかけるようなことの原因になってやしないかという、ちょっと心配もあるんです。だからといって、資質向上というのは非常に大事なことで、この部分が、要するに指名なのか、手を挙げられてそういうところに参加されていくのか、これについての見解をください。

それから、13ページの相談事業の関係ですが、臨床心理士、それから訪問相談員、学生相談員、巡回相談員、就学指導等、多岐にわたっての指導があり、増して、これにネットパトロールが絡んでくるということで、非常に重層的な体制をつくってくれているなどということについては本当に感謝します。問題はそこでもって、現場での対応がどういうふうになっていくか、どういうふうに変化していくか、よき方向に向かっていくということが大事になってくると思います。

それには、お一人お一人の状況から考えると、十人十色の相談になってくると思いますし、よく話題になる、委員長がよく言っているの何だっけ。

【茂内委員長】 ヤングケアラーですか。

【関口委員】 ヤングケアラーの問題等も含めて、いろいろなことが多岐にわたっての問題が出てくると思うんです。そういった意味では、非常に回られる方も大変だし、それから、全てが個人情報の部分があって大事にしなきゃいけない、こういうことの相談事業になってくると思いますので、その点に

ついて、例えば、2人ついたり、3人ついたりという、ペアでもって動かれているような感じもするんですが、現状でこれだけの動きをする中で、まして今、子どもさんたちの課題というのは非常に多くなってきているような気がするんですが、これで、実際には回られる方が、言葉は悪いんですけども、足りておられるのか、そうじゃなくて非常に厳しい思いをされておられるのか。

回れば回るほど成果が出るし、回れば回るほど現実が分かるという、いろいろな意味での難しさもあると思うんですけども、その辺について、5年度を振り返って、今課長のほうからもお話があったように増えていますので、そういうところから考えるとどうなのか、さらに厚くする必要があるのかどうかも含めて、ご見解をいただけますか。

【茂内委員長】 奥谷課長。

【奥谷教育政策課長】 1点目の学校適正化等検討委員会の委員謝礼について、予算化しておいて開催しなかった理由ということなのですが、こちらの検討委員会については、計画の策定を主な目的としておりました。令和5年度の当初にパブリックコメントを開催しまして、パブリックコメントの中で出てきた意見の中で、改定が、さらに計画の変更が必要な場合については検討委員会で検討していただく必要があったんですが、特段の変更がなく、令和5年の8月に確定ということになっておりますので、それについては、まず、開催しなかったということでございます。

また、令和5年の8月の策定した基本計画の中でも記しているところなのですが、今後の人口推計とか財政の状況を見極めながら判断していくという状況に入っておりましたので、人口推計とか財政推計の状況を見る必要がありましたので、計画の検討委員会については開催しなかったという状況でございます。

以上でございます。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 2点目の資質向上事業の教職員研修会の運営についてでございます。

まず、先に結論を申し上げますと、指名なのかというところの人選についてでございますが、これは指名等ではなく任意ということで、募集というか、ご紹介ということで募っておるところです。

その中で、任意ですと、実際集まるのかというところも気になるところですが、その点については、実は先ほど申し上げた今日的教育課題というものを取り上げておまして、なおかつ研修会ごとにアンケートをとっておるところで、先生方のニーズに合った研修を選んでいるおかげで、参加人数はかなりまとまった数で来ていただいているというところでございます。

ただ、関口委員おっしゃるとおり、研修を充実させることは非常に大事ですが、多忙化とのバランスというのが非常に大事というところは本当におっしゃるとおりでございます。そういった回数の方は慎重に、毎年度、教育講演会を含めて5回、町主催の研修会を行っておりますけれど、回数のほうは増加させたりということはないようにしつつ、なおかつ多忙化に拍車がかからないように、実施時期を工夫しまして、特に夏休み期間中、先生方は授業がなくて、多少いろいろ時間の拘束というところが少なくなってくる時期に、主に多く研修会を開催するといった部分、それと、夏休み以外で行う場合でも、各学校行事、その部分の全体の日程を把握しながら、負荷のかからないところの日程で行っていく。

場合によっては、研修の内容によっては、もう年度当初に、安全等に関わるものについては行ったほ

うがいいという部分について、必要に応じて年度当初にやむを得ず行う部分もありますので、そういったところはそういう配慮、日程の部分を見ながら行っているところでございます。

以上です。

【茂内委員長】 畠山指導主事。

【畠山指導主事】 3点目の教育相談事業についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、相談事業は多岐にわたっております。ですから、相談員さんが1人で対応すると迷ってしまうケースもあります。それを防ぐために、私たちはチームとして、それぞれのケースを情報を共有して、どういうふうに動いていったらいいのかというところを検討しながら、常に検討しながら教育相談事業を進めているところであります。

また、令和5年度から県のSCと町の心理士を、月1回ではありますが、小学校のほうに派遣するような取組を行っております。最初は小学生がカウンセラーにカウンセリングを受けるってどうなのかなという不安もあったんですけども、実際に行ってみたところ、月に1回では足りないというような意見が出ました。月に1回では足りず、小学生やその保護者が中学校に、スクールカウンセラーや心理士が勤務する日に中学校のほうに出向いて相談を受けるというようなケースも発生しております。

したがって、相談員の件数とか人数が足りるのか足りないのかというご質問に対しては、正直足りていないというのが教育委員会としての見解でございます。

以上です。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 ありがとうございます。適正化の関係については、今、奥谷課長から話があったように、実際、基本的なものが出来上がっていたから開かなかったと、こういうような話ですけども、たしか5年度は説明会なんかは結構やられているんじゃないかと思うんです。地域の方とか学校関係の保護者の関係だとか、それから自治会の関係だとかということと、やられているんじゃないか、まして、今年方向を確定するわけですから、そうすると、こんな大事な8を6にするという大事なことを、委員さんが1年間動かなかったということを考えると、本当にそれで、中身がそれできちっと出来上がっていくのであれば、あえて予算の無駄をなくしていくということは大事なことだと思っていますから、そういう意味では、もしそうであるならばよろしいかなと思うんですが、どうか見落とすことなく、非常に大事なことで、もう6年になっていますから、今年が方向性を決めるということであれば、今さらああだこうだ言っても、もう終わった話ですので、しょうがないと言えばしょうがないことかもしれませんが、でもやはり予算の査定の段階では開いていこうという、もし状況によっては開かなければならないということでの予算化だったんだろうと思いますので、その意図が、途中で精査した段階で、このような形になったということなら理解しますけども、どうか予算の積算の段階での思いというものは、しっかりとした形での予算化、金額的には16万8,000円という金額ですけども、後々憂いのないような形にしておいていただければ結構だと思いますので、課長の判断として、この不用額でよろしいということであれば、それでいいと思いますので、どうか予算の査定の段階ではしっかりとした積算、また、その執行に当たっても確実なものにしてもらいたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これについては、答弁結構です。

それから、2点目の資質向上の関係については、私、もし指名だったら、やはり先生によっては思いが違ってくると思うんです。手を挙げたときと指名されたときでは先生の思いが違うと思いますから、そうすると、おのずと足が軽くなるか、足が重くなるかということも含めて、そういった意味では身になるか、身につくか、身につかないかということも、まるっきりつかないということじゃなくして、さらに、喉元までしっかり身につくということが大事だと思いますので、そういった意味では手を挙げられて、それで研修に参加していただいているということであれば、配慮のあるやり方だなと思いますので、それについては、了解をいたしました。

いずれにしても、時期を選んで、研修会等の参加をしていただいたりということもありますので、それもよろしいかなと思いますけども、もう教育委員会の、学校の先生もそうだろうし、教育委員会の今参加されている方もそうですけども、そうでなくても非常に会議の多い部署ですから、ですから、そういった意味では、会合潰れしても困りますので、どうかその辺はしっかりと吟味されて、なるべく負担がないような、的を射た、そういう資質向上の事業にしていってもらいたいと思いますので、この点について、いま一度、答弁をお願いできますか。

それから、相談事業の関係については、今、現状の子どもさんたちのことを考えると、多岐にわたり、また、チームを組んで動くということからしても、足りているか、足りていないかという点と足りていないと、こういうお話がありましたけども、実際にこうやって回られる方というのは、普通の人では多分駄目だと思いますので、いろいろな形で、やはり形式を持った方でないといけないんだろうと思います。ましてや、いろいろなところにつなげたりしてもいかなければいけないし、関係の団体とも協議をしなければいけないとかという、いろいろなことが絡んでくると思いますから、そういった意味では、なかなか自由を増やすということについても、いろいろな意味で難しさはあると思うんですけども、ただ、寒川子どもたち一人一人を絶対1人も取り残さないという考え方からいくと、充実させていくということも大事ですし、充実させることで相談事業が減っていくという形をとっていかなければ、効果としては意味がありませんので、人を増やすということについては、また、いろいろなところで議論をしたいなと思いますので、ただ、方向的には子どもさんたちの悩み事が解決する、そして、学校に通えるようになっていくという、こういう形に持っていくことが一番の方向だと思っていますので、これについて、もし課長のほうからいま一つ、答弁がありましたら、見解をいただきたいなと思います。

また、これについては、また違う形での議論をしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 2点目についてでございますけれど、本当に温かいお言葉ありがとうございます。

教職員の研修会については、ここ近年、2年の中で、私も教職員人事、200名から300名近くの行っておりますけれど、その中で、この2年で、実は町内の教職員、2割が新採用、入れ替わりました。ですので、こういった研修というのは非常に重要な時期にあるかなと思っております。こうしたことは、寒川町だけでなく、全国的にも教員の年齢層というのが今、低くなっている若い、若手の教員が増えているということなので充実することは大事ですし、その反面、関口委員おっしゃるとおり、会議等、学校

現場では非常に多いという実態をご存じでいらっしゃるとおりでございますので、どうしても子どもたち、これは宝でございますので、子どもたちのためにはいろいろな連携をしながらというところで、打合せ、会議というのはどうしても必要な部分もございますので、ただ必要なものを精選しながら、また、研修も本当に実のある研修というところをこれからも心に留め置きながら、資質向上事業のほうを推進してまいりたいと思います。

今のところ、先ほど申し上げた教職員の皆様に研修ごとにアンケートをいただいていますけれど、そのときの研修が役に立つものかどうかというところも評価をいただいています。それが平均9割を超えております。幸い担当の指導主事もニーズをうまく捉えながら結果も出しているのかなと思いますので、そういった部分はこれからも継続して、実りある、さらに精選しながら、効率よく行ってまいりたいと思っております。

3点目についてでございますけれど、関口委員おっしゃるとおり、本当に誰1人取り残さない、そういった充実、相談というのを目指してまいりたいと思っております。人員不足というところは、社会変化に応じて、そういったひずみが子どもたちにもやはり影響してきております。昨今は子ども自身の問題だけでなく、家庭環境、児童虐待等も件数も増えておるところでございますし、そういった子どもを取り巻く環境というのも非常に多様化、複雑化、困難化しておりますので、そういう中で、こういった相談件数、しっかりと寄り添っていけるような体制づくりというのは重要だという共通認識に立っております。

また、別の機会にというお話がございましたけれど、まさに今、町の総合計画2040の第2次実施計画というところ、検討しておるところですけれど、そういった部分でもいろいろ考えてまいりたいなということで今、進めておりますので、その際にはまた、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田副委員長。

【吉田副委員長】 すいません、1点だけご質問させてもらえればと思います。質問が集中しちゃって大変恐縮ではございますけれども、私も13ページの教育相談事業費についてでございます。

当初、この報償費、今年度足りましたかということを知ろうと思ったんですが、先ほど委員のご答弁の中で足りていないことは承知しましたので、この件については結構なんですが、1点、不登校の方への対応という話の中で、相談員さんが話をしていく中でそういったものが分かってくるかなと思うんですけれども、その中で、学校によって、例えば今、タブレット等でフォローアップができるかなと思うんですけれども、学校によってそれを欠席とするのか、何かワークをすれば出席できるようにするか等で対応が変わるケースがあるようなことを聞いたんですけれども、そういったケースがあってしまうのか、また、それは何か対応が可能なのか、今年度の中で何か改善がなされたのかという点、ご質問させていただければと思います。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 不登校に関する部分については、大体始まりの部分は、いきなりすくと長期の休みに入るというよりは、その前触れとして、数日とか、点々と休みがちになるといった部分がご

ざいます。

最初は特に体調不良というような身体的な部分での影響というところでありますので、そこは原因がすぐに、不登校というような部分なのかどうかというのは、本当に体調不良なのかもしれないということも判断がありますので、大体最初は体調不良というような形で出席の状況についての記録はなされているかなと思います。

ただし、複数回、または連続してというようなお休みが続くときには、担任とか学年主任等、また、教育相談コーディネーター等、学校にはおりますので、そういった部分で家庭訪問とか電話連絡というところをする中で、不登校なのではないかなということ、その部分で不登校というところでの判断をしていくということであります。ただ、不登校というのも定義がしっかりございますので、国の定義に従って連続する欠席というところがありますので、その定義に基づいて出席の記録をしていくということになっております。

以上です。

【茂内委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 事情については、承知しました。それでは、その対応が学校によって変化してしまうのか、もちろん原因の特定時期にもよるでしょうし、原因にもよるんでしょうけれども、できる限り欠席になってしまうと、これ内申に関わってしまいますので、その後、進学等の道にも影響してしまいますから、できる限り対応はしてあげてほしいなと思いつつながら、大変だろうなと思う気持ちももちろんあるんですけども、学校ごとに差があるように聞こえてしまいましたが、そういったものはないという理解でよろしいのでしょうか。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 こちらとしましては、そういった基本的に学校、個々の基準というよりは国の基準がございますので、それにのっとってということですし、また、学校と保護者、本人と面談等、また、電話連絡等をする中での、判断はどこからというのは、また、なかなかどこというような、きれいな形で判断がつきにくいところですけど、そこは本人や保護者と話し合いながら決めていくということ、また、再度周知してまいりたいなと思っておりますし、また、進学等、進路に係る影響ということを今話題に出ましたけれど、その点についても、しっかりとご本人、また、保護者とも相談を深めながら進めてまいりたいと思います。

昨今、多様な学びの場がかなり不登校に対しても出てきております。町内の学校の部分でも、特に中学校のほうで不登校の数というのが出現しやすいところがございますけれど、令和5年度ではないのでありますけれど、令和6年度から校内教育支援センター支援員というのを配置しながら、各中学校に1名ずつ配置したり、また、支援員と、あと学校の先生方が入れ替わりながら、別室指導、にこにこルームと名称を付けたり、麦わらぼうしとかというような名称を付けたりしながら、教室には入れないんだけど、学校に来て学べるというような体制もつくり始めましたので、こちらは県の事業も活用しながらということを進めております。

そのほか、町では相談指導教室といった学校外の、学校にも入れないというところという、学校外のそういった不登校のお子さんたちをしっかりと指導できるような、学びが進められるような、そうい

った体制も整えていますので、そういった部分で、まず、子どもたちの成長の場というのを確保しながら、またその後の、義務教育の後の進路についても多様な進路がありますので、不登校の子たちに対応した学校等もありますので、そういったものを紹介しながら進めてまいりたいなと思っております。

【茂内委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 翌年度以降の制度に関しましては、本年度の決算内で質問するべきではないとは思いますが、これに対して、課題意識を持ちながら対応策を考えてられる件が見られたところはよかったなと思っております。

相談事業、これから件数が伸びているとおりに、いろいろな負担が、負担と言ってしまうてはいけな、やるべきことがあるかなと思いますので、適切な額になっていただければいいなと思いがながら、要望もよくないな。と思いました。回答は結構です。

【茂内委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は10時15分からといたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続いて、教育委員会、小学校費、中学校費の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

奥谷課長。

【奥谷教育政策課長】 それでは、2項小学校費に移りまして、1目学校管理費からご説明いたします。資料はタブレットの15ページ、小学校運営経費をご覧ください。

こちらは小学校5校の運営に必要な事務を行うための経費で、報酬と職員手当等は、会計年度任用職員である学校事務補佐員5名、学校用務補佐員6名の計11名の報酬及び期末勤勉手当です。共済費及び旅費は、この会計年度任用職員の労働保険料及び社会保険料と通勤手当です。需用費は公用自転車用ヘルメット購入のための消耗品費、公用自転車のタイヤ修繕料、学校用務補佐員の長靴購入のための被服費です。委託料は、学校事務補佐員4名と学校用務補佐員2名の健康診断にかかる経費です。なお、執行残については、備考欄記載のとおりでございます。

次に、資料の16ページ、健康管理経費については、児童の健康管理に係る経費でありまして、主な内容は、学校医、薬剤師への報酬のほか、保健室用関係の消耗品費。役務費は、教室等の空気検査等の手数料及び日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金。委託料は、児童の定期健康診断に係る検査委託料等。使用料及び賃借料は各校に設置しているAEDの借上料などです。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の17ページ、特別支援教育推進事業費については、小学校の特別支援学級における教育活動を補助するため、13名の補助員を配置するとともに、ふれあい教育支援員を年度当初には8名、9月からは10名に増員して配置し、支援を要する児童への支援を行いました。主な支出としては、特別支援学級補助員及びふれあい教育支援員の報酬や期末勤勉手当、共済費、校外学習随行に伴う旅費のほか、特別支援学級の事業用消耗品費や備品を購入しました。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の18ページ、小学校管理運営経費については、学校設備、備品の維持管理にかかる経費で

す。主な内容は、報償費は、卒業記念品の証書フォルダーの購入費。消耗品費は、衛生用品や事務用品、印刷機関連の消耗品及び児童用机、椅子の購入費。印刷製本費については、卒業証書の印刷代でございます。役務費は、教室用カーテンのクリーニング代。委託料は、ごみの収集運搬費等。使用料及び賃借料は印刷機やコピー機等の借上料などです。備品購入費については、紙折り機の購入費でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の19ページ、グローバル教育推進事業費でございます。令和3年度より外国人指導者F L Tを各校1名常駐配置しておりますが、F L T 5名分の報酬、職員手当等共済費及び旅費でございます。

次に、I C T教育の推進機器の効果的な利活用を図るため、各校にパソコン教室用、特別支援学級用、校務用のパソコンのほか、プリンターサーバー、プロジェクター、実物投影機を配備しております。パソコンの配備台数については、職員室に小学校5校で171台、パソコン教室に各校43台ずつの合計215台、特別支援学級用として各校1台となっております。また、G I G Aスクール構想により、全児童及び教職員にタブレット端末機が導入され、活用が図られているところでございます。委託料は、校内ネットワークの点検及び中学校を含む町内8校へのI C T支援員2名分の配置費用でございます。I C T支援員の業務といたしましては、I C T機器を活用した事業の機器操作補助やウイルス起因時の一時対応のほか、I C T事業で使用するハードウェア、ソフトウェアの操作指導や児童へのパソコン操作指導補助、機器チェック、不具合発生時のメーカーとの折衝などの役割を担い、情報モラルを含む情報活用能力とともに、知識、技能、思考力、判断力、表現力等の必要な資質能力を育む教育の支援を行いました。なお、本事業費の特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の20ページ、小学校維持管理経費については、児童が安全安心かつ快適に学校生活を過ごせるよう、小学校施設の維持管理を行うための経費でございます。需用費の消耗品費は維持管理用の資材の購入費などでございます。光熱水費は、小学校5校分の電気料と上下水料などでございます。学校ごとの内訳については、資料の58ページに令和5年度小・中学校別光熱水費の状況としてございますので、ご参照いただければと存じます。修繕料は、各校の消防設備やガラス修繕のほか、一之宮小学校北の漏水修繕や寒川小学校及び一之宮小学校の空調機などの修繕を実施したもので、計25件の修繕をいたしました。

次に、役務費や通信運搬費の電話料や水道水質検査手数料、小学校校舎等の保険である建物災害共済分担金でございます。委託料は、消防設備保守点検や浄化槽維持管理委託のほか、緊急修繕として迅速に対応するための施設維持補修作業などでございます。使用料及び賃借料は寒川小学校にある学校用地の借上料と各小学校の給食用エレベーター機器のリース料などでございます。工事請負費は、一之宮小学校体育館系統給水管更新工事を実施したものでございます。原材料費は、校庭整備用の砂などを購入したものでございます。なお、本経費の特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の21ページ、公共施設再編計画実施事業費については、公共施設再編計画に沿って、学校施設の補修改修を行う事業でございます。工事請負費については、旭小学校及び小谷小学校外壁修繕工事を実施したものでございます。なお、本事業費の特定財源は、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の22ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございますが、コロナ禍の学校において、児童の安全安心な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するため、学校の感染症対策を

講じる取組に必要な支出をいたしました。学校保健特別対策事業費補助金を活用し、児童及び教職員等の感染者等の発生に伴い、追加的に必要となる消耗品の購入及び教室等における効果的な換気対策の実施に必要な備品購入費として、空気清浄機を購入いたしました。なお、本事業費の特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に、2目教育振興費に移ります。資料の23ページ、就学援助等事業費でございますが、需用費は、認定通知等郵送用の封筒購入のための印刷製本費。役務費は、認定通知等送付のための郵送料です。扶助費の内訳としては、要保護、準要保護家庭の児童の保護者に対する就学援助費と小学校5校の特別支援学級に在籍する児童の保護者に対する就学奨励費がございます。就学援助費については、認定者数が準要保護児童337名、要保護児童38名の合計375名、就学奨励費については、就学援助との重複児童等を除いた27名でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。本事業費の特定財源でございますが、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の24ページ、教育活動充実事業費については、学校教育に必要な教材や備品図書を購入し、学習環境の充実、読書環境の整備を図るものでございます。報償費は、地域の先生への講師謝礼。需用費は、学力向上の補助教材、教科や総合的な学習の時間等で使う消耗品の購入費や教材備品の修繕料のほか、ピアノの調律代、ミシンの点検代、プリンターの借上料、教材備品及び図書備品の購入費などでございます。図書備品の購入では、5校合計で1,304冊を購入いたしました。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。本事業費の特定財源でございますが、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の25ページ、豊かな心、文化育成事業については、子どもたちの豊かな心を育むための各学校の芸術鑑賞教室に係る経費の一部を補助いたしました。

続いて、資料の26ページ、少人数教育推進事業費でございますが、各小学校で少人数学習を実施するための補充教員3名及び補助員3名分の報酬、期末勤勉手当、共済費及び通勤手当でございます。

以上で、2項小学校費の説明を終わります。

次に、3項中学校費に移りまして、1目学校管理費からご説明いたします。なお、多分に小学校費と共通しているところがございますので、中学校の特徴的なところを中心にご説明させていただきます。

タブレット資料は27ページ、職員給与費をご覧ください。こちらは中学校に勤務する学校用務員1名分の人件費でございます。ほかの2校については、学校用務補佐員として会計年度任用職員各1名を配置しております。

次に、資料の28ページ、中学校運営経費でございますが、こちらは中学校3校の運営に必要な事務を行うための経費で、報酬と職員手当等は、会計年度任用職員である学校事務補佐員3名と学校用務補佐員2名の計5名の報酬と期末勤勉手当です。共済費及び旅費は、この会計年度任用職員5名分の労働保険料、社会保険料と通勤手当でございます。需用費は、公用自転車用ヘルメット購入のための消耗品費、公用自転車のタイヤ修繕料です。委託料は、中学校の学校事務補佐員2名分の健康診断にかかる費用でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の29ページ、中学校管理運営経費については、中学校の設備、備品の維持管理に係る経費でありまして、主な内容は小学校と同様でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおり

りでございます。

次に、資料の30ページ、健康管理経費については、小学校費と同様、生徒の健康管理に要した経費でありまして、主な内容についても、小学校と同様でございます。

次に、資料の31ページ、特別支援教育推進事業費については、報酬や職員手当など、中学校の特別支援学級に8名の補助員を配置したことに伴う費用と、教科等で使用する消耗品の購入費でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の32ページ、グローバル教育推進事業費については、こちらも小学校同様、外国人指導者を各中学校に1名ずつ常駐させることにより、指導体制の充実を図ったほか、委託料も小学校同様、校内ネットワークの点検及び小学校を含む町内8校へのICT支援員2名の配置費用でございます。また、パソコンの配備台数については、職員室に中学校3校で100台、パソコン教室に各校43台ずつの合計129台、特別支援学級用として各校1台となっております。なお、本事業費の特定財源は、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の33ページ、中学校維持管理経費でございますが、基本的には小学校維持管理経費と同様でございます。執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。学校ごとの内訳については、小学校分と同じく、資料の58ページに光熱水費の状況として整理してございますので、ご参照いただければと存じます。修繕料については、各校消防設備修繕や旭が丘中学校職員用ステンレスドア修繕など、合わせて7件の修繕をいたしました。委託料については、通常の法定点検等でありまして、工事請負費については、寒川東中学校北棟屋上防水工事及び寒川中学校給水配管更新工事を実施したものでございます。なお、本経費の特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の34ページ、公共施設再編計画実施事業費については、小学校費同様、公共施設再編計画に沿って学校施設の補修、改修を行う事業でございます。工事請負費については、旭が丘中学校外壁修繕工事を実施したものでございます。なお、本事業費の特定財源は、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の35ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございますが、小学校と同様、コロナ禍の学校において、生徒の安全安心な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するため、学校の感染症対策を講じる取組に必要な支出をいたしました。学校保健特別対策事業費補助金を活用し、生徒及び教職員等の感染者等の発生に伴い、追加的に必要となる消耗品の購入、及び教室等における効果的な換気対策の実施に必要な備品購入費として、空気清浄機を購入いたしました。なお、本事業費の特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に、2目教育振興費に移ります。資料は36ページ、就学援助等事業費でございますが、内容は小学校費と同様でありまして、就学援助費については、認定者数が準要保護生徒206名、要保護生徒20名の合計226名、就学奨励費については、就学援助との重複制度等を除いた22名でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。本事業費の特定財源でございますが、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の37ページ、教育活動充実事業費については、小学校と内容的にはほぼ同じでございますが、異なるものとしたしまして、神奈川県及び茅ヶ崎地区中学校体育連盟負担金を支出しております。

なお、小学校と同様、図書備品の購入では3校合計で635冊を購入いたしました。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。なお、本事業費の特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の38ページ、豊かな心、文化育成事業費については、小学校と異なるものとしたしましては、進路指導に係る交付金及び部活動の振興を図るための補助金を支出いたしました。なお、本事業費の特定財源は、下表に記載のとおりでございます。

続いて、資料の39ページ、少人数教育推進事業費については、各中学校で少人数学習を実施するための補充教員3名分の報酬、期末勤勉手当、共済費及び通勤手当でございます。

以上で、3項中学校費の説明を終わります。

ここで一旦説明を区切らせていただきます。これまでの内容につきまして、よろしくご審査のほどお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、6点、お伺いします。

そうしたら、まず、小学校、中学校併せてお伺いしますけど、まず、16ページで、健康管理経費というところで質問しますが、これ予算ときでも、生理の貧困、生理用品の配布に関して質問したんですけども、そのときの答弁で、保健室のほうで対応しているということでありました。この間、5年度どのような取組があったのかということをお聞きします。

あと、次が特別支援学級の支援員のことなんですけど、これも予算のときもお聞きしましたけど、支援員さん、報酬という形で、会計年度任用職員ではないけども、その期間、期間というか、学校が休みのときには授業がないので、それは入らないということをお聞きしましたが、そこに関して、待遇とかそういうものを、もし5年度で変わったものがあつたらお聞きします。

あと次、20ページと33ページで、これ、水道光熱費と、あと体育館の自家発電の燃料についてなんですけど、まず、ここで各教室がクーラー、空調が入っていますけど、この暑い時期、温度管理、どのようになっているかというのは、話を聞くと、教室によっては、よく冷えている場所となかなか暑くなっているところの部屋と、温度のばらつきがあるということをお聞きしています。それによって、対応というのはどうなっているか。

あと、それと体育館のほうで、自家発電の燃料ということで、各体育館に空調機が入っていると思います。これに関しては、体育館の空調の発電機を活用、使う、動かすときに使っていると思うんですけど、これについて、使うときだけ発電機を回しているのか、あと定期的な点検なんかでも使っているかということをお伺いします。

あと、それから、あと就学援助のところ、23ページと35ページなんですけど、援助を受けている方の人数は先ほどの説明で分かりましたけど、これで、申請者に対して、これ以上になったのか、申請者に対して援助が、申請と実際受けられた方の人数の差異というのも、もしあればお願いします。

あと、24ページでプールのことなんですけど、町営プールと民間のプールを活用しているということ

も、予算のときにも確認しましたが、それについて、5年度、活用についてメリット、デメリットがもし何かあればお願いします。

あと、それと26と39ページで、少人数教育のことですけど、これに関して、少人数学習の補充員などはしっかり足りているのか、まして、あと小学校の少人数学級について、先生の数は足りていたのかということですか。

以上です。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 まず、1点目の生理の貧困に関わる、生理用品の配置についてでございますが、令和5年度におきましては、変わらず、保健室での対応となっております。この点に関しては、養護の教員、また、子どもたち、そして保護者からの相談というところも踏まえながら、必要に応じて保健室じゃない対応が必要というような判断がされれば変えるというところがございますけど、特段そういった不便を申し出るようなことはなかったというところですし、養護教員が子どもたちとの関係が良好であるため、気兼ねなく、気軽に保健室のほうに生理用品も取りに行けるというような状況でございますので、そういった部分で、令和5年度は引き続き保健室での対応となっております。

2点目、特別支援学級補助員についてでございますけれど、令和5年度についても、勤務の形態としましては、週3日ということで変わりはありません。そして、夏季休業期間中は授業がございませんので、その点については、勤務なしとなっております。令和5年度のほうは、学校によって、補助員が2名だったり、3名だったりということで、規模に応じて多少人数の差異はありましたが、その点、課題としては、週3日で2名ということになりますと、1名しか配置されていない曜日がどうしても出てきてしまうと。昨今、特別支援級だけでなく通常級との交流というもの、そして逆に、通常級のお子さんが特別支援級に来るというような逆交流といったところもありますので、曜日によって1名であるとなかなか対応が難しいということでありましたので、5年度ではございませんけれど、6年度から各校、二、三名ではなくて全て3名とさせていただいて、必ずどの曜日でも2名配置というような形に近づけるようにはさせていただきました。

それと、5点目になるのか、6点目になるのか、あれなんですけど、プール関係でございますけれど、外部の委託、そういったものを今、活用するというのが、他の市町村でも徐々に出てきております。寒川町におきましては、先進的にこういった部分を開始いたしましたけれど、メリット、デメリットというところでは、メリットというところでは外部指導者、外部委託していますので、指導者の部分でも専門的な方々が指導を行ったり、また、プール授業というのは、昨今報道でもありますが、死亡事故につながったりという危険性をはらんでおりますので、そういった点では専門の指導員だけでなく、教員も補助が入っていたり、また、監視員もつけていたりというところで、安全上の充実というのも非常に大きいかなと思います。

また、町営プールは適用はないんですけれど、屋内のスイミングスクールのほうも活用させていただいているので、その点については、天候に左右されずに計画的にプール授業を行えると。雨天等になりますと中止になって、雨のプログラミングというのを別途考えなきゃいけないというのが通常ですけど、そういったものもなく済むというものです。それと、昨今また報道でもありますが、プールの管

理、その部分での負担が教員になくなるというのも大きいかなと思っております。

デメリットというところで申し上げますと、移動の時間がどうしても入ってしまうので、その部分での多少時間のロスが発生するかなと思いますが、その点については、専門の指導員が行っている指導になりますので、質の部分が非常に向上していますので、そこで補えているかなと思いますが、移動の時間があるというところと、あと町営プールのほうは特にあれなんです、スイミングスクールの部分ですと、夏の期間だけでなく、大体11月ぐらいまで期間を延ばして実施というようになってきますので、プールの繁忙期というか、夏というような季節感的なところは若干期間を長くとって実施していますので、そういった部分の長くプール授業を行っていくというところはメリットなのか、デメリットなのか分かりませんが、そういった通常とは違う部分があるかなとは考えております。

最後に、少人数教育に関することですが、まず、少人数教育の少人数学級というところ、小学校のほうで35人ということで、現在、順次、進めておるところですが、令和5年度については、小学校の4年生まで、少人数学級が35人ということで進んだところです。令和7年度に、全ての学年が完了するという形で今、進めておるところです。

なお、少人数学習のほうになります、こちらは町で補充教員、補助員を配置して、ティームティーチングや、一つのクラスを二つのグループに分けて、それぞれ少人数で授業を行うと、そういった部分も行っておるところです。配置人数については、各学校ごとに、基本、1名ずつ配置しておりますけど、先ほど別途ありましたけれど、一小学校のほうではハーフ勤務という方がおられますので、1名分を2人でハーフ勤務されているというような状況がございます。

以上でございます。

【茂内委員長】 石黒課長。

【石黒教育施設給食課長】 それでは、私のほうからは、学校の教室の温度設定、温度管理の部分と、体育館の自家発電の活用という部分でお答えさせていただきます。

まず、教室の温度管理につきましては、基本的には学校の先生方の判断に基づくような形で行っております。毎日毎日天候等が変わってきます。また、1日の中でも温度は高くなるピークの時間だとかいう部分、また、風がある、ないとかという部分もありまして、それぞれ日々状況が違いますので、温度管理については、それぞれ担任の先生等々をお願いしているという部分でございます。

ただ、学校活動の中で、どうしても1日中つけっ放しという日もあれば、移動教室等、普通教室からほかの教室に移動したりしなければいけない日もございます。そういったときには、電源を切るのか、切らないのか、移動時間、教室を離れる時間と、その時間帯の暑さ、冷えるまでの時間だとかということも考慮しながら、学校のほうで判断しながら温度設定をしているというような形になります。

また、自家発電機の活用という部分ですが、体育館のクーラーの電源が自家発電機を用いております。災害等のときも使えるように、避難所にもなっておりますので、そこに設置しているクーラーの部分で、電源部分については自家発電機というところで、燃料が軽油となっております。自家発電機を回さないとクーラーが使えないという部分でありますので、管理については、学校の教頭先生をはじめ、燃料は軽油を使いますので、管理体制をしっかり築いた中での運用を行っております。こちらにつきましても、体育館、広いスペースではありますので、その日その日で、風通しがいいですとか、そういった

部分、天気の状況がございまして活用状況が変わってきますが、各学校ともよく使っているような状況でございます。

以上です。

【茂内委員長】 千野副主幹。

【千野副主幹】 私のほうからは4点目、就学援助の申請者数と受けた人の人数についてお答えさせていただきます。

まず、小学校になります。申請者については353名、これで認定を受けられた方が337名、所得超過によって不認定となった方が16名です。

中学校については、申請を受けられた方が211名、認定を受けられた方が206名、所得超過により不認定となった方が5名となっております。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 順次、聞いていきます。まず、生理用品の、生理の貧困ということで生理用品の配布ということですが、ここについて、保健師の養護の先生がしっかり対応されているということですが、前回の予算のときからいろいろ聞いて、様々なところでいろいろな取組をされています。ほかの自治体なんかでも。その中で、私もいろいろ調べてみたところ、養護の先生もどうしても男性の、女性の方の対応なんですけど、直接、保健室に取りに行くのも抵抗があるという子どもたちもいるということも、その記事の中も書いてありました。この中で、信頼関係ができてきているということもあるかもしれませんが、トイレの配置というものも必要だったという、そういういろいろなコメントも出ていました。

そこに関して、町としても、さらに今後、どういうふうに取り組んでいくのかということをお聞きします。

あと、それから特別支援学級の支援員の待遇ということで、増やしていく、今年度からですけども、3名体制で増やしているということで了解しました。これに関して、様々な対応が大変だということもありますので、これはしっかりと対応していただきたいと思います。

あと、それから教室の空調管理に関して、温度管理に関しては先生に任せるということで、なかなかこれも広い教室なので、温度のばらつきもあると思いますので、子どもたち一人一人が、温度の体感もなかなか違うと思うんですけど、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

あと発電、体育館の空調に関してはしっかり使われているということで、ここに関しては、もし災害時なんかでも使うときには、しっかりとこれ、定期的に動かしていることが大事ななと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、就学援助のところなんですけど、5年度では、申請が353人で、受けられた方が337人ということで、不認定の方が16名ということがありましたけど、中学校に関しても数字的なことは分かりました。これに関して確認なんですけど、この基準というものが、たしか生活保護基準の1.何倍かなと思いますけど、それについて、基準のほうも改めて確認したいと思います。

あとプールの件に関しては、メリット、デメリットもいろいろあるということも分かりましたけど、それで、今、たしか予算のときも確認したと思うんですけど、今学校にあるプールというものは廃止じゃなくて、一応防災のときに活用するとかということろはたしか答弁であったと思うんですけど、これ

については、今後どのようにしていくのかについてお伺いします。

あと少人数教育のところですけど、少人数、ハーフ勤務の方をうまく活用されているというところでしたけど、今後、特に少人数学級に関しては、徐々に、毎年で学年が上がって行って、7年度には全学年ということでもありますけど、やはり少ない生徒、児童を先生が見ていくことが一番、教育の観点からもいいと思いますので、ぜひどんどんこれは進めていただきたいと思います。

以上です。

【茂内委員長】 山田委員、申し訳ありません。質問が生理用品の配布についてと、就学援助のことと、プールのことでよろしいですか。大丈夫ですか。じゃあ、その3点お願いいたします。

黄木課長。

【黄木学校教育課長】 まず、生理用品の関係でございますけれど、今後はというところで、委員おっしゃったとおり、抵抗のあるお子さんがいるということでございます。そういったお子さんがいるのではないかとこのことを常に心に留めながら、今後も対応してまいりたいと思いますが、寒川町の特徴ではないんですけれど、よく転任でこちら、寒川町に他の市町村から来られる先生方が、「寒川町は先生と子どもたちとの関係が非常に近い、濃い関係だね」ということを評価いただいています。

これは全国学力・学習状況調査でも、子どもたちの質問紙の中でも、困り事や不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますかというような質問項目がありますけど、こういった部分でも、全国平均よりも高い数値も実際にも出ております。そういった部分では、先ほど申し上げた保健室、今、養護教諭、全員8名共に女性の方でございますけれど、そういった部分では、子どもとの関係は良好、信頼関係に基づいているということで今、うまく機能しておりますので、今後もそういった部分を、状況も踏まえながら、ただ、先ほど申し上げた抵抗のある子どもも実際にいるかもしれないということも、しっかりアンテナを張りながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

【茂内委員長】 石黒課長。

【石黒教育施設給食課長】 プールの防災での活用という部分についてお答えいたします。

災害時に、水道の供給がストップした場合ですとかという部分に関しまして、プールにある水を活用するということは考えておまして、飲み水としては使えませんけども、生活の中での水という部分で、例えばマンホールトイレを流すための水ですとか、そういったような部分で活用していくというところは考えております。

以上です。

【茂内委員長】 千野副主幹。

【千野副主幹】 私のほうから就学援助費の準要保護世帯の認定基準のほうをお答えさせていただいてきます。

準要保護世帯というのが生活保護を受けている世帯に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認定した世帯とさせていただきます。では、それは何を言うのかというと、こちらが生活保護の基準となる金額に対して、1.3倍以下である世帯とさせていただきます。こちらについては、国のほうの、以前、平成17年に三位一体の改革で、準要保護の国庫補助がなくなったとき、それ以

降の平成18年からそういった形で、ずっと1.3倍という形をさせていただいております。

以上です。

【茂内委員長】 大丈夫ですか。他に質疑はございますでしょうか。

柳田委員。

【柳田委員】 19ページと32ページのグローバル教育推進事業費に関して伺います。

F L Tに関する費用対効果とえばいいですか、効果の部分で、まず、寒川町の中でも一番成功している事業なのかなとは思っています。寒川町だけでなく、外からの評価として、英語教育実施状況調査におきましても、英検3級以上の割合の児童・生徒、中学生、中三の時点で57.4%と、平成元年12月に聞いたときは20%だったというところを考えると、これだけ短期間で、県の平均、全国の平均を超えてしまうというのはすごい成果だと思います。

その中で私が思うのが、ティームティーチングの割合というのが各校1人、1人1校、F L T派遣していますが、その中で、ティームティーチングの割合は小学校100%の中で、中学校になると、令和4年度時点では39.4%となっていると思います。それは授業数が多いからとか関係しているのかなとは思いますが、できれば100%を目指すところは理想だと思いますので、その点、どのように考えられているか伺います。

2点目なんですけど、使用料のところなんですけど、タブレットに関してなんですけど、これ故障率というのは数値ありますでしょうか。全国で、たしか5%ぐらいと言われていました。自治体によっては10%を超えていたりしております。それで、寒川町の場合どのような故障率なのか、以上2点伺います。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 まず、1点目のF L Tの効果に関するところで、配置の割合というか、授業でのティームティーチングの割合というところで、委員おっしゃるとおり、小学校については、お見込みのとおり、授業時数、週の授業時数が、三、四年生の外国語活動でも週1回、各クラス週1回、五、六年生は週2回というところがございます。少ないというところで、全ての英語の授業に携わっていけるというところで非常に充実したところ、ただし、中学校になりますと、週時数が1クラス当たり、週4回ということですので、かなりの時数になります。そうしますと、場合によっては1年生と3年生で、同時に英語の授業が展開されているという時間なども発生しますので、どうしても全ての英語の授業のところF L Tが入っていくというのは、1人配置だとなかなか難しいかなというところもあります。

また、3校とも同じ規模ではございませんので、特に一番小さい寒川中学校と一番大きい旭が丘中学校ではクラス数が違えば、F L Tがティームティーチングに入れる授業数も変わってきてしまうというのは、これは配置の数でいうと、1校に1名としていますので、そういう形にはなっております。理想的には全授業に入っていけるといいというところもありますが、ただ、中学校に入りますと、小学校と違って書くこと、読むことという、技能というところが特に重視されていきます。そういった部分では、主にF L T、もちろん書くことや読むことのところでも、指導はもちろん入っていただけますが、どちらかというと、音声の部分の活躍というか効果というのが非常に大きいというところというところ、全ての英語の時数、例えば週4というところだけでは、それを全て、入っていただければすごく理想的なんですけど、そうでなくても、違った文字の部分の読むこと、書くことという指導のところでは、日本人の

専門の教員もおりますので、そちらで対応が可能かなというところではあります。

ただ、1人よりは2人いてくれば、そういった部分では、活用はまた広がるというところでは、理想的かなとは感じているところでございます。

【茂内委員長】 上村指導主事。

【上村指導主事】 では、2点目の故障率についてお答えさせていただきます。

令和5年度、端末数が4,267台に対しまして、故障の台数は50台になっております。したがって、割合で言いますと、約1%というところになっております。

以上になります。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。なかなか今の予算の中で、中学校のティームティーチングの割合を増やすというのはなかなか難しいというところで、あと、もともと従来からある英文訳読法、まさに文法を中心に教えていくとか、そういったところは英語担当教員の方がというところがあると思います。

なかなか今の予算では難しい中で、英語担当教諭、日本人の先生のところで、全国平均、英検準一級以上というところは、全国平均で令和4年度時点で41.6%、寒川は30%というところで、全国より差があるのかなというところで、英検をとっていけばいいというわけじゃないですし、もちろん教え方はうまいほうが、もちろん教え方というほうが数値として見えないところであるとは思いますが、できれば英語の先生のスキルもあつたほうがいいのは、もちろん好ましいことであると思いますので、数字的には差があると思います。その部分をどう思われているかというところをお伺いします。

2点目なんですけど、1%という非常に低い故障率で、やはりタブレットの選定でいいものを選んだというのが効果があると思います。ほかの一部自治体では、もうタブレットは半分壊れている、それによって教育長が辞任してしまったという事例もあつたと思います。それぐらい故障に関してはシビアなものかなと思ったところで、1%というところで、本当にいい端末を選定したのかなと思います。

某自治体の、10万人以上の17自治体で統計をとったときに、修理費用が合計で2.1億円だとか、保険料が3.9億円だとか、そういったことがあつたんです。寒川町は保険だとか修理だとかというところでお金、この決算の中で入っているのかどうかというところをお伺いします。また、故障した場合だとか予備機器に対して国が15%払ってくれたりだとか、更新費用を払ってくれたりとかあつたと思うんですけど、その点の決算の中でどうなっているのかお伺いします。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 まず、1点目の教職員、英語科の教職員の英検取得率の部分でございますけれど、全国平均よりは、神奈川県も含めてちょっと低いという、達していないというところがありますけれど、ただ、柳田委員おっしゃつたとおり、英検のスキルが高ければうまいのかと、指導が上手なのかという、それはまた、もちろん持っている分については、ある分には非常に有効のかなと思いますが、我々の認識としては、中学校段階までの英語の指導が可能な英語力というものは、英語科の免許状、教員免許状がありますので、そういったもので保障されているというところなんです。

ですので、反対に懸念するところは、英語のスキルが高い方が、かえって子どもたちに必要以上の難しい英語を使い過ぎてしまって、英語の授業は英語で行うことが基本と言われて、大体70%以上は英語

で授業を進めるというのが通例になっていますけれど、その際に、我々英語科教員なども、難しい英語を使わずに、同じ表現をするのでも子どもたちが既習、既に習った英語を使いながら、英語で授業を進めるというような配慮が逆に必要な部分もありますので、かえって高い英語スキルを持ち過ぎても、逆にそういう配慮をしないということにつながりかねない場合もあるかもしれないというところでは懸念するところですが、ただ、委員おっしゃるとおり、スキルが高いというところも一つ指導につながる可能性もありますので、そういったところは今後も、毎年度、実を申しますと、学校の英語科の先生方に、そういった英検等の受験の補助の制度をご紹介しております。そういったところを活用していただきながらスキルアップ、また、特に英語力だけでなく、英語指導力を今後高めていっていただきたいなという思いでございます。

それと、2点目のICTの故障に関わっての部分でございますけれど、実はタブレット端末を導入した際に、そういった故障の際の補償のバックに、3年間のものですが、そちらに入っておりました。それが実は終了を迎えてきて、というのも、その後に更新をかけるかという判断があったのですが、先ほど申し上げたように、故障率が非常に低いタブレット端末、もう一つのChromebookのほうは故障率が高いんですけど、アップル社のiPadについては故障率が非常に低いというところ、かえって保証をつけてしまって、あまり活用できていないというところがありましたので、順次修繕費を取って、その都度修繕していくというように今後切り替えていくということで対応させていただいているところです。

補足があれば、以上、お願いします。

【茂内委員長】 上村指導主事。

【上村指導主事】 2点目の修繕費の補足をさせていただきます。令和5年度までは、先ほど課長からもありましたように導入当初の故障時の対応として、アップルケアに入っておりましたので、そちらのほうで対応させていただいております。

以上になります。

【茂内委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。タブレットに関しては、今後保険をかけずに修繕費で、次年度以降予算編成は考えていくというところですね。英語のFLTの費用、グローバル教育推進事業のところのFLTに関しましても、できれば中学校のティームティーチングを上げるには2人以上必要になってくると思いますので、その上で、次年度の予算編成を考えていただくなり、または、あと英語の先生に関しましても、もちろん英語力と指導力を兼ね合わせるのが一番理想だと思いますので、そういった常に高い数字を、例えば、英語を楽しめる授業割合91%と、ほかの自治体だと、物すごく考えられないような高い数値が出されているのは承知しておりますので、そういったことを考えながら次年度予算編成していただければと思います。

以上、意見でお願いします。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 本当に細かいことで申し訳ないんだけど、小学校、中学校ともに、児童の定期健康

診断、これを行っていただいていますけども、おかげさまで、高校生まで寒川の場合は小児医療が一つの形に出来上がりましたが、学校医、産業医の先生が、子どもたちに健康診断をやっていると思うんですが、これから保護者にどういうつながりをつけていくのか、また、健康診断の中身がどんなことを健康診断されているのか。小学校、中学校、若干違うかもしれませんが、これについての、細かくて申し訳ないんですけども、お願いしたいのと、保護者へのつながりをどういうふうにやっているのか、これについて、5年度どうだったのか、報告をお願いいたします。

それから小学校、中学校のグローバル教育の関係ですが、細かい学校に、生徒と先生との関係については、FLTの分も含めて、柳田委員のほうからあれしましたので、私は前から気になっていたんですが、本当に小学校、中学校ともに1人ずつつけていただいて、ある意味では、神奈川県の中でも突出した寒川の教育だと思っています。そういう意味では、本当にすばらしい形ができているなということで評価させていただいています。

ただ、学校関係、生徒の関係じゃなくて、8名の先生が給料を払っていただければそれでいいということじゃなくして、いろいろな意味での生活の困り事とか、住まいの困り事とか、そういうことでの先生8名のその辺の日常的事、それから、もちろん学校に来られてのこともありますけども、いろいろなことでの先生たちの悩み事というか、そういったものはどういうふうに対処されておられるのか、この点について、ご報告いただけませんか。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 私から2点目のFLTの運用といいますか、管理の部分でお話し申し上げたいと、ご回答申し上げたいと思います。

委員おっしゃるとおり、当初よりもFLT、おかげさまで倍増ということで、8名という配置で、各校に1名常駐配置という県内でも初めて、そして全国的にもまれな形で充実させていただき、本当大変感謝しておりますし、FLTをただ配置しただけでなく、それをどう活用していくかというのも、町の推進リーダー、研究会ということで、日本人の外国語教育の先生方とともに、FLTとともに、そういった組織もつくりながら、日々より充実した英語教育を進めておるところですし、今後も町の総合計画、第2次計画に入っていきますけど、その部分についても、単なる継続ではなくて、また、新たな取組をしてみたいと思いますし、次年度以降も、実を申しますと、国の英語教育の事業を受託して、さらに推進を図るという、AIを活用した、英語教育とAIを活用した、そういったものにも、県内でもほとんど手を挙げるのは少ないと思いますけど、そういったものを申請したところで、令和5年度の予算とは違いますが、今後もさらに充実させていきたいなと思っております。そうした中で、FLTの一人一人の人数も増えましたので、いろいろな相談というのも、FLTも人間ですから、そういった部分も発生するかなと思います。

教育委員会としては、担当の指導主事等が月に1回から2回の頻度、定例のFLTとの定例会を開いております。その中で、我々、意見交換とか、いろいろな学校での困り事とか、また、こういうことをやりたいという要望とか、そういった現状の情報共有とか、そういったことを小まめにやらせていただいております。

さらに申し上げますと、実は私も入っているんですけど、LINEグループをつくりまして、随時、夕

イムリーに、細かいところは、私ももともと英語科教員なので、彼らと英語で、LINEで、グループLINEでやり取りもさせていただいていますけど、そういった部分を通じて相談に乗っていたりいたします。

そういったところでは、関口委員おっしゃるとおり、日常的なことも含めたいろいろな相談事というのを随時対応できるようにということではしておりますし、また、直接雇用というところで言いますと、やはりFLTが長期的に雇用できるという点では、チーム寒川FLTというような、そういった信頼関係もFLT同士でできてきていますので、FLT同士でまた相談し合うということももちろんできていますし、FLTの中でもリーダーをつくっておりますので、そのリーダーに相談するとかということもできます。

また、FLTも実は日本にゆかりのある方も非常に多かったり、日本人とのクォーターの方とか、あと日本人の方とご結婚されていてとかというような方がいらっしゃる、あと日本での在住歴が非常に長い方がおりますので、そういった経験豊かな方もいらっしゃる、そういった方を核に、また我々と連携しながら、スムーズな運用に努めていきたいなと思っております。

【茂内委員長】 西ヶ谷副主幹。

【西ヶ谷副主幹】 児童・生徒に対しての定期健康診断の項目ということでご説明をさせていただきます。

検査の項目としましては、まず、身長、体重、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病の異常の有無、視力及び聴力の検査、目の検査、耳鼻咽喉疾患及び皮膚等の疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、医師の問診等、また、結核、心臓の疾病の異常の有無、尿等の検査項目を実施しているところでございます。よろしくをお願いします。

【茂内委員長】 小学校、中学校、同じでよろしいですか。

【西ヶ谷副主幹】 同じでございます。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 健康診断についての保護者とのつながりという点についてお答えします。

保護者とのつながりという点では、この内容的には養護教諭中心の分野になっておりますけれど、そうした養護教諭が、もちろん必要に応じてきちんと文書等も用いながら、さらには文書だけで機械的に済ますような軽い案件でない部分については、しっかりと担任も連携しながら電話連絡、場合によっては、受診が必要な場合等は、そういったものもお勧めしたりということで、適切に対応させていただいているところでございます。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。健康診断のほうについては、どうか子どもさんを学校医のほうから、やっていただいた後、しっかり家庭とつながりをつけていただくという、これが一番大事なことだと思いますので、やっぱり何でもそうですけど、早期発見ということが基本だと思いますから、しっかりと保護者との連携をとることが大事なことだと思いますので、特に中学生ぐらいになると、そこまでの心配は要らないかなと思いますけども、1年生、2年生、3年生ぐらいの小さな子だと、なかなか大丈夫だったよと、それで終わっちゃう場合もありますので、その点については、保護者としっかりと

連携をとっていただきながら、子どもたちの健康というものをしっかり管理していただきたいなと思いますので、もちろん学校だけの管理じゃなくて、家庭の管理というのがまず、第一だと思っていますから、そういう意味でもしっかりつなげるということが大事だと思いますので、これはもう結構です。よろしく願いいたします。

それから、次がF L Tの関係についてですが、本当にいろいろな形で、今、月2回の会議だとか、それからL I N Eだとか、こういう話がありましたけども、そういう意味では安心しました。精神的に強い人とそうでない人と、いろいろな性格があると思いますので、そういった意味では、1人にさせないということが大事だと思います。横の連携とか、人とのつながりというものをつくっていくということが大事だと思いますし、寒川だけがF L T、グローバルをやっているわけじゃなくて、全国的にやっているわけですから、いろいろな意味で、生まれた国の方たちとの連携をとったりとか、そういう先生方だけの連携というのももちろんあります。だけど、寒川の中でもってやっていたいているグローバルについては、いろいろな意味での学校での問題等も含めて、しっかりと横の連携がとれたり、日本の先生方とこの方たちとの連携がしっかり取れていくことで、心の荷物を下ろしてあげるということが大事だと思いますので、どうかそれをしっかりやっただいて、精神的に悩みを抱えながらということになると、子どもの教育にも影響したりしますので、そういう意味でも、しっかりと心の荷を下ろしてあげるということが大事だと思いますので、その点について、さらに温かい気持ちで、そのような方向に持って行っていただければと思いますので、この点について、もう1回、見解をいただけますか。

【茂内委員長】 黄木課長。

【黄木学校教育課長】 関口委員おっしゃるとおりで、本当にF L Tも、彼らにとっては母国ではないところで勤務されているというところで、人によっては、日本に本当になじんでいる方がいらっしゃいますけど、中には、まだ日の浅い方もいらっしゃったりもしますので、そういった部分では今後もしっかりとアンテナを張りながら、彼らが気持ちよく仕事ができる業務に取り組めるように進めてまいりたいと思っております。

本当に彼らの中でも、本当につながるのある部分で、チームというような力も強く出てきております。これも本当におかげをもちまして、F L Tを雇用するに当たった条件、これが非常に大事な仕事でもありますけれど、それに合わせた報酬というのもしっかり確保しているおかげで、人材も素晴らしい人材を得られている。そうした中で、お互いにつながりも強くなっていけているという好循環が生まれているのかなと思いますし、そういった与えられた環境を今後も生かしていきながら、チーム寒川のF L Tというところを進めていきたいなと思っております。ありがとうございました。

【茂内委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、社会教育費、保健体育費の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

奥谷課長。

【奥谷教育政策課長】 それでは、4項社会教育費に移りまして、1目社会教育総務費からご説明いたします。

資料は40ページ、職員給与費をご覧ください。こちらは教育政策課社会教育担当の職員3名分の人件費でございます。なお、本事業費の特定財源は下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の41ページ、社会教育委員活動事業費でございますが、主な経費は、社会教育委員への報酬、県社会教育委員連絡協議会、研修会、地区研究会等への参加旅費、神奈川県社会教育委員連絡協議会への負担金でございます。

次に、資料の42ページ、社会教育関係団体活動支援事業費でございますが、社会教育活動を行う団体の支援を行うもので、町PTA連絡協議会及び町婦人会へ補助金を支出いたしました。

次に、資料の43ページ、社会教育総務事務経費については、社会教育担当職員が会議や研修会等に出席するための普通旅費であります。

次に、2目文化財保護費に移ります。

資料は44ページをご覧ください。文化財保護事業費については、文化財保護委員会にかかる費用と、文化財保護活動を行うための事業費でございます。文化財保護委員及び発掘遺物の整理や報告書の作成補助等に従事した会計年度任用職員への報酬。職員手当等は、会計年度任用職員への期末勤勉手当。報償費は、岡田にございます大神塚の発掘調査の指導者等への謝礼。旅費については、会計年度任用職員の通勤手当など。需用費は、埋蔵文化財調査報告書送付用封筒などの消耗品費及び同報告書の印刷製本費でございます。委託料は、大神塚保存のための調査や開発等に伴う埋蔵文化財の調査に係る経費でございます。なお、本事業費の特定財源は、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の45ページ、文化財学習センター事業費については、一之宮小学校内にあって、文化財の保管、整理、また、保護啓発を行っている文化財学習センターの運営管理のための経費でありまして、報償費は、布草履づくり教室の講師謝礼。役務費は、電話及びインターネット回線料及び施設の火災保険料でございます。また、使用料及び賃借料は、センターで使用するコピー機の借上料でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、3目公民館費に移ります。

資料は46ページをご覧ください。公民館運営事業費でございますが、役務費は、町民センター及び各公民館の建物災害共済の保険料。委託料は、公民館の管理運営を行うための指定管理者へ支払う指定管理委託料でございます。負担金補助及び交付金は、エネルギー価格高騰の影響により、公の施設の指定管理者に対し、適正な施設運営を支援することを目的に、寒川町指定管理者制度導入施設運営持続化支援金として記載の額を交付いたしました。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の47ページ、公民館維持管理経費については、町民センター及び各公民館施設の維持管理に要した経費でありまして、使用料及び賃借料は、北部文化福社会館の駐車場用地の賃借料でございます。

次に、4目図書館費に移ります。

資料は48ページをご覧ください。総合図書館運営事業費でございます。役務費は、総合図書館の建物

災害共済の保険料。委託料は指定管理者へ支払う指定管理委託料で、令和5年10月に新規入替えを行った図書館システムの経費も含まれております。負担金補助及び交付金は、公民館と同様に図書館へも運営持続化支援金として記載の額を交付いたしました。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の49ページ、総合図書館維持管理経費については、総合図書館施設の維持管理に要した経費でありまして、修繕料は、寒川文書館収蔵庫用空調機修繕を行ったものでございます。公有財産購入費については、総合図書館は、神奈川県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用し、企業庁から町が図書館施設を買い取る形となっているため、平成18年度から令和8年度までの償還計画に基づき、令和5年度分を支出したものでございます。

以上で、4項社会教育費の説明を終わります。

次に、5項保健体育費に移りまして、2目体育施設費からご説明いたします。

資料は50ページ、学校体育施設開放事業費をご覧ください。こちらは小・中学校の体育館、グラウンド、南小ふれあいホール、そして寒川及び旭が丘中学校の夜間照明施設の開放利用に係る事業費となりますが、需用費では管理用資材を購入した消耗品費、光熱水費は夜間照明の電気料。役務費については施設の保険料でございます。委託料については、夜間照明機器の保守点検。使用料及び賃借料については、体育館清掃用具の借上料及び電子錠の借上料。原材料費については、グラウンド補修用の砂などの購入費でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。本事業費の特定財源でございますが、下表に記載のとおりでございます。

次に、3目学校給食費でございます。資料は51ページの職員給与費をご覧ください。こちらは町が学校給食センターに配置する事務職員3名、栄養士4名と給食調理員17名、計24名の人件費でございます。

次に、資料の52ページ、学校給食総務経費については、給食調理員を補佐し、また、給食調理員の欠員や療養休暇等に対し、会計年度任用職員である給食調理補佐員を雇用して補充し、学校給食の提供を図るための経費でございます。報酬は、給食調理補佐員28名分の報酬。職員手当等は、そのうちの12名分の期末勤勉手当です。共済費及び旅費は、給食調理補佐員7名分の労働保険料、社会保険料と通勤手当でございます。委託料は、給食調理補佐員8名の健康診断を委託して実施した費用でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の53ページ、学校給食センター整備事業費でございます。旅費については、県企業庁との打合せに伴う旅費でございます。工事請負費については、各校配膳室設置工事を実施したものでございます。備品購入費については、配膳室用備品として冷蔵庫などを購入したものでございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の54ページ、学校給食維持管理経費でございます。こちらは小学校で4月から7月まで実施していた自校方式での給食に係る維持管理経費でございます。報償費については、地産地消を進めるため配置した学校給食コーディネーターへの謝礼。需用費については、給食提供に必要な食器や消毒液等の購入のための消耗品費のほか、食材の購入費、ガス代としての光熱水費や白衣購入等の被服費でございます。委託料については、施設の清掃及び汚泥等の処分を実施した委託料でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。本経費の特定財源でございますが、下表に記載

のとおりでございます。

次に、資料の55ページ、学校給食センター維持管理経費でございます。こちらは給食センターに係る維持管理経費でございます。報償費については、地産地消を進めるため配置した学校給食コーディネーターへの謝礼。旅費については、栄養士や調理員が受講する研修等への旅費でございます。需用費については、給食提供に必要な食器や消毒液、マスク等購入のための消耗品費のほか、調理に係るガス代としての光熱水費や調理員が着用する靴等の被服費でございます。役務費については、給食費の決定通知郵送料や給食食材の検査手数料。委託料については、栄養士及び調理員等に係る月2回の検便検査や消防設備などの保守点検を実施した委託料でございます。備品購入費については、冷凍冷蔵庫や配管材の購入費でございます。負担金補助及び交付金については、防火管理者講習会の負担金でございます。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。本経費の特定財源でございますが、下表に記載のとおりでございます。

次に、資料の56ページ、公共施設再編計画実施事業費でございます。公有財産購入費は、学校給食センターの購入償還金でございます。執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。本事業の特定財源でございますが、下表に記載のとおりでございます。

以上で、5項保健体育費の説明を終わります。

次に、資料の57ページをご覧ください。

教育委員会3課が所管する歳入の一般財源分について説明させていただきます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料、1節小学校使用料の232万5,488円、及び、2節中学校使用料の124万9,592円は、行政財産使用料として、学校に勤務する教職員などから通勤自動車駐車使用料などとして納入されたものでございます。同じく3節社会教育使用料の4万8,944円は、こちらも行政財産使用料として、町民センターなど、社会教育施設における自動販売機設置等の使用料として、設置者から納入されたものです。

次に、16款財産収入、2項財産売払い収入、1目物品売払い収入、1節物品売払い収入の文化財刊行物売払い収入200円は、冊子の寒川の文化財の売上げ収入で、教育史、刊行物については売上げがございませんでした。また、その下の公有財産売払い収入の5万8,089円は、学校備品のテレビを売払いしたことなどによるものでございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、10目義務教育施設整備事業基金繰入金、1節義務教育施設事業基金繰入金の義務教育施設整備事業基金繰入金152万6,083円は、昨年度の基金見直しに伴い、同基金が廃止されたことによる一般会計への繰入れでございます。

次に、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金の繰越明許費繰越額繰越金1億328万1,267円のうち、9,672万1,800円を、令和4年度から令和5年度へ繰り越した事業費のうち、一般財源に係る分として充当してございます。

次に、7節教育費雑入の建物災害共済金23万6,616円については、補償建物の損害に対する共済金の入金となります。

次に、8節雑入のその他60万2,947円については、「景時公ノ本躰」実行委員会の開催に伴い、構成団体へ返還された剰余金などがございます。

以上で、教育政策課、学校教育課及び教育施設給食課所管の令和5年度決算の説明を終わります。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【茂内委員長】 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

柳田委員。

【柳田委員】 まず、46ページの公民館運営事業のところ、社会教育事業をやるには指定管理者でなければならないという条件をもちろん理解していましたが、予算のときもお伺いしましたが、英語村バスツアー、やはり公民館事業ということで、指定管理者の公の施設の管理権限、地方自治法第244条の2項に基づいてというところで、そこを飛び越えていいのかというところは思ったところがありました。そこで聞いたときには、例えば、条例に定めています、公民館条例第3条に定めていますだとか、そういった法的根拠があるのでというところは確認させていただきました。

令和5年度予算を使っていく中で、公民館運営事業費の委託料の中で、それと公民館を飛び越えたところという仕事というのは英語村バスツアーだけだったのかどうかお伺いします。

2点目なんですけど、55ページの学校給食センター維持管理費の部分で、不用額のところの説明で、使用料及び賃借料のところ、給食センター用、料金を県企業庁と交渉し、見込みより低額に抑えたというところで、353万円、不用額が出ているんですけど、こちら交渉したことで353万円を下げたということで、どこを、何を交渉したのかというところをお伺いします。

最後に56ページなんですけど、こちら公共施設再編計画実施事業費のところ、公有財産購入費、見込みよりも償還利率が低かったと書かれておりますが、これは償還率が低かった理由、例えば企業庁の土地だったとか、地方債を使わなかったからとか、債務負担行為だったからとか、償還利率の低かったという理由、何だったのかお伺いします。

以上、3点お伺いします。

【茂内委員長】 山口副主幹。

【山口副主幹】 ただいまご質問のありました公民館事業で、館外で行った事業ということで、小学生対象の東京英語村バスツアーのほかに館外で行ったものですが、それぞれ3館で、館外で、例えばウォーキングですとか、あとは施設見学という形で館外に出向いて行っている事業は幾つかございます。

町民センターで言いますと、3月27日に行いました川崎市平和館と日本民家園見学バスツアーというものも行われております。あとは、北部公民館のほうでは歴史散策ということで、中原街道を歩くということで、平塚市のほうに出かけておりました。あとは、小田原のほうにも遺跡見学ということで出かけているような事業は行っております。

以上です。

【茂内委員長】 井上主査。

【井上主査】 それでは、2点目と3点目、お答えさせていただきます。

2点目の、まず、使用料の減額については、もともと予算で計上した金額というのが、給食センターが設置される敷地全ての賃借料となります。その中で、どういったところを交渉したかといいますと、減免対象にできる部分、事業使用の場合には2分の1減免までしか適用ができないけれども、公共利用

であれば100%減免が適用できるというところで、例えば駐車場を公共的に使いますとか、施設内についても、敷地面積に対して公共で使える見学エリアとか、そういったところは公共だということで交渉しまして、当初よりもこれだけ金額を下げることでできたというふうになっております。

続いて、償還金の利率のところなんですが、こちらについては、月々出ている国で示している金利をベースにしておりますので、予算をとる段階で伸び率、そのときちょうど推移で、月々毎月0.1%ずつぐらい利率が上がっていたものですから、その一番高くなった想定で予算をとらせていただきまして、その中で、実際にその月の売買契約を結ぶ際の利率がそこまで上がらなかったというところでの不用額となっております。

以上となります。

【茂内委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 すいません。件数がちょっとうまく今、言えないですけど、取りあえず、多分5点ぐらいなるかと思えます。

まず、社会教育費のところ、図書館の運営事業費なんですけど、予算のときも確認しましたけど、図書館のシステムの入替えということで、指定管理料が増えたということもありましたけど、これに関して、システムを入れ替えたことによって、どのように図書館の利便性向上とか、そういうものよくなったところとか問題点とかなかったのかという点についてお聞きします。

次、52ページからで、給食センターの関係でいろいろとあるんですけど、まず、給食センターになったことによって、職員の数は28名ということであったけど、それでよろしいのかということと、54ページで、食料費の、まず、給食費を5年度から公会計化で徴収することになったのかなと思いますけど、これに関して、歳入では給食費が1億7,417万2,500円ですけど、それに対して、各食料費のところ、小学校の食料費が4,889万2,229円と、センターの食料費のほうが1億5,107万円ということですけど、これに対して、差異が生じているのかなと思いますが、それについての説明をお願いします。

それから、53ページで、給食センターの整備事業費のところ、配膳室の工事内容について、ちょっと教えてください。

あと、それと54ページとその次のページかな、センターのほうで、学校給食コーディネーターということが出ていました。これに関しては、どのような役割をしているのか、お伺いします。

あとそれと委託料のところ、様々な給食センターを鑑定して、予算のときも聞きましたけど、その当時は数字が確定していないのでうまく答えられないということでしたけど、自校方式のときの1食当たりのコストと、センターになってからの1食当たりのコストというものを教えてください。

以上です。

【茂内委員長】 山口副主幹。

【山口副主幹】 ただいまご質問のありました、図書館システムの入替えによる利用者への利便性向上をした点というところなんですけども、大きく変わりましたところが図書館の利用者カード、今までリライトカードというようなプラスチックのカードを使っていたんですけども、それを、リライトカードがもう生産中止ということもありまして、新たなカードを導入するに当たりまして、DX化というこ

とで、スマートフォンで利用者のバーコードが表示できて、スマートフォンが図書カードになる、あとはフェリカ搭載のICカード、Suicaですとか、そのようなものに利用者登録カードの番号を入れて、フェリカ搭載のICカードとか、あとはマイナンバーカードも図書館利用者カードの代わりになるということで、こちらが大きく変わった点でございます。

あと、もう一つ、新たに導入いたしましたのが、学習席の座席予約システムというものを導入しまして、2階で、今までインターネット席とか視聴覚、AV、DVDとかを見る座席を減らしまして、その空いたスペースを学習席に変更しました。これまで3階の学習席、非常に利用が多くて、座席が空いていないというような苦情もあったんですけども、その分、2階に座席を増やしまして、さらに座席予約システムというので、時間制で席の予約ができるという形にしましたところ、非常に中高生の利用が伸びているという報告をいただいております。この辺りが大きく変わった点かと思えます。

デメリットという点は、ただ、今まで、図書館システム、開館当時から同じシステムを使っていたもので、操作がなれない、ボタンの位置が変わったというような形で、新しいシステムが使いにくいというような利用者さんのお声はありますが、基本的な機能は、図書館システムは新しく変わっても、使える機能はほぼ同じですので、あとは、利用者の皆様に新しいシステムに慣れていただくというところかと思えます。

以上です。

【茂内委員長】 井上主査。

【井上主査】 それでは、順番に、2番目から6番目までお答えさせていただきます。

まず、給食センターの人員のところ、先ほど28名というご質問がございましたけども、こちらに関しては調理補佐員、いわゆる会計年度任用職員の人数となりまして、職員体制としては、それに合わせて常勤者の調理員もおりますので、約40名程度でずっと推移をしていると。どうしても会計年度任用ということで、途中で辞めてしまわれたり、新たに雇用したりというのがありますので、おおむね人数的には40名程度でずっと推移をしているというところでございます。

続いて食料費、公会計化の金額の差異の部分、数千万あるというところなんですけれども、こちらについては、当初予算のときにもお伝えしたとおり、一部物価高騰分ということで、町のほうで補填している部分が食材費にございますので、そちらの部分の差異が主となっております。令和5年度に関しては、さらに夏場に、給食実施に向けてのシミュレーションということで、町のほうで練習用に、かなり食材を何千食分と買いましたので、その辺の部分も差異の原因の一つとなっております。

4点目の給食センター整備事業費の工事内容ですけども、こちらは、今まで小学校5校については給食調理を行っておりましたので、そこを受配校という形で、センターから届くコンテナを受け入れる施設に切り替える改修の工事、中学校3校については、そもそも配膳室がございましたので、そちらの配膳室を準備する工事となっております。

5点目のコーディネーターにつきましては、これもずっと継続的に令和3年から予算をとらせていただいております。こちらが一番大きな役割としては、JAさんと給食センター、教育委員会をつなぐ間に入る方ということで活躍をさせていただいて、令和4年からずっと寒川産の野菜も入っておりますし、センターになってからも途切れず、給食の食材のほうに地産品、寒川産品という

のを入れることができいております。

最後、委託料等が出てきている1食コストというところなんですけれども、現時点で、まだ、こちらで決算が出ておるんですけれども、完全に1年という通年にはなっておりませんので、明確な数字というのがなかなか出づらいつころなんですけれども、実際のところは給食センター、例えば維持管理経費のところを、食数大体125回ぐらいやっておりますので、それで割ると、人件費等を除きますけれども、人件費等を除いて約700円あると。そこに人件費ですとか購入費がついてくる程度というところですよ。

自校給食のほうについては、前回の恐らく予算だったか、決算でもお答えしたとおりで、最後のほうでセンターに移行するというので、かなり費用的に抑えていた部分もございますので、比較対象として明確にお出しできるところがないかなというところは、今のところのお答えとなります。

以上です。

【茂内委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、図書館のところなんですけど、新しいシステムになって、スマホとかで活用をされているということで了解しました。

私も時々、図書館のほうに、文書館に用事があって行くことがあるんですけど、今、ゲートが出てきているんですけど、そこでたまには反応することがあったので、そういうことだったんだというのが理解できました。ICカード、スマホのIC、Suicaが反応してしまうのでなぜかなと思っていたのはそこだったんですね。分かりました。それに関しては、利便性向上というところはしっかりとされているということですけど、今後またしっかりとやっていただきたいと思います。そこはオーケーです。

あと、それから食料費のところ、その前に人数の件ですけど、40名程度、職員の関係と、補佐員の関係で40名程度で動いているというのは了解しました。

あと、食糧費の差異のところは、そこも物価高騰の関係で、町のほうで負担しているということで了解しました。

あと、配膳室の関係ですけど、これに関して、町の小学校は受入れのところを改良したと思うんですけど、中学校も配膳室を新たにやったということですけど、これに関して、たしか配膳室の関係で、エレベーターとか何かもつけるということがあったと思うんですけど、それについても、詳しく説明をお願いします。

あと、コーディネーターの役割の件は了解しました。

あと、コストの関係ですけど、まだまだなかなか計算できていないということですけど、どうしても、それに関しては、また別な場所で質問したいと思いますので、取りあえず、そこで。配膳室のところの関係だけをお願いします。

【茂内委員長】 井上主査。

【井上主査】 配膳室、恐らく中学校のほうの話になるかと思いますが、中学校のおっしゃるとおりで、寒川中学校と旭が丘中学校、もともと小荷物昇降機がついておりましたので、利用していなかったんですけども、それを復旧する改修工事のほうを行っております。こちらについては、小学校、中学校の施設ということで中学校の維持管理経費のほうに、今、借り上げという形で計上させていただいておまして、そちらのほうで工事を執行して、支出させていただいたという形になります。

以上となります。

【茂内委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 1つは、50ページの学校体育施設開放事業ですけども、5年度、今年も大変な暑さだったんですが、5年度も非常に暑かった。そういう中で、利用される団体の方から、いろいろな形での要望があるんですが、例えば暑さ対策、これを開放事業として、どういう対応をされているのか、まず、5年度の報告をいただけますか。

それから、合わせて、発電機、体育館のエアコンについては発電機を使ってということなんですが、これについては、いつでも使用できるのかどうか、その辺のことについてもお願いします。

それから、もう一つは52ページの学校給食総務費の関係ですけども、調理補佐員さんの8名分の部分が出ていますけども、実際に、昨年10月から始まった給食、昨年って5年から、5年の10月から始まった、今回は約半年間の決算になりますけども、どこの施設でも調理員さんと補佐員さん、看護師と補助員さん、学校の事務の事務員さんと補佐員、こうしたいろいろな形での補佐員さんと、それから正規の方と、非常に難しいといったらおかしいんですけども、いろいろなことがあるやに聞いています。

会社で言えば、正規職員とそうでないのと、こういうことも併せてなんですけども、これが、例えば寒川の場合、調理をしていく中で、いろいろな形で、この半年間動いてみて、私はこれが事故につながったら絶対いけないと思っていますので、そういった意味では連携が必要だと思うんです。しっかりと。調理員さんの補佐がいるということは、非常に大事な立場でもありますし、大事な仕事をしていただいていると思っていますから、非常に立場的に、大事な立場だと思っています。そういった意味では、しっかりと連携をとりながら、正規と補助と、つながりをつくりながらやっていっていただくことが、無事故にも、また、子どもたちに給食をしっかりと届けることについてもつながっていくと思いますので、この辺の関係について5年度どうだったのか、それについての見解をいただけますか。

【茂内委員長】 石黒課長。

【石黒教育施設給食課長】 まず、開放の関係でございますが、昨年度、開放の利用団体の暑さ対策という部分につきましては、利用に当たって、役場の窓口等に団体の方がいらっしゃいますので、基本的な団体の代表者の方に、屋外利用、屋内利用ともに、暑さに対しては熱中症の危険性というような部分を十分に注意していただいて、温度等気をつけながら、危険性があるときは利用の取りやめですとか、振替ですとかというようなところは相談に応じますというような形での注意喚起を進めてまいりました。

また、発電機の部分でございますが、発電機につきましては、体育館の外に設置しておりまして、災害時にも使えるようにということで、浸水対策として、コンクリートの擁壁に囲まれた中に設置しているようなものであります。また、施設的にもかなりしっかりしたものになりますので、取扱いについては、学校においては、教頭先生を中心とした管理体制をきちっととっていただいた中での使用管理、運用というところをしておりますので、開放団体の方については、いつでも使えるような状態というようなことにはしておりません。

以上です。

【茂内委員長】 井上主査。

【井上主査】 3点目の給食調理補佐員の関係でご質問いただいたところをお答えさせていただきます。

まず、連携というところは、委員おっしゃるとおりで、調理補佐員が欠ければ当然給食が出せないというような人数体制にはなっております。なので、かなり大事な業務というところで、調理作業も当然手伝ってもらうこととなりますし、常勤だ、会計年度だというところで連携がとれないということはないようにしなければならないというのは、事務局側としても非常に強く感じているところです。

その中で、令和5年度、どういった形でフォローしていったかということで、常勤職員も含めてセンターは初めてということで、かなり手探りではありましたが、まず、今も継続しているんですが、学期終わりには、会計年度も含めた全職員に対して、私たち事務局も入って、いわゆるヒヤリ・ハットとかの研修会、もう意見をみんなで自由に、事前にヒアリングしてとって、それをみんなで共有して、それに対してどういうふうに対応していこうとか、意見交換したりとか、そういったところで吸い上げをして、それを昨年度ですと、12月と3月の2回やらせていただいて、常勤職員のほうにも、当然会計年度の活用というところで言いますと、なかなか情報連携が難しいというのが、40人という人数がいますと、なかなか1人から40人まで伝わっていくかということが今課題というところでずっと押さえて、直るよういろいろな対策を打ってきているところです。

その中で、例えばホワイトボード等々で必ず確認できる場所を設置して、そこに注意喚起を出したり、状況によっては、常勤職員に通常の業務を、通常よりも早めに調理作業の片づけ等を引き上げていただいて集まって打合せをしたりというような形で、情報連携が漏れないような形で対応していております。

以上となります。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 今の体育施設の開放の関係ですけども、石黒課長のほうから、申込みのときに相談があれば、暑さ対策については無理しないようにやるようにとかという、そういう話なんですけども、僕が聞いているのはそういうことじゃなくて、暑さ対策としてエアコンを使うとか、何かそういう対策はしているのかということを知りたいわけです。

今の話だと、発電機の関係については、教頭先生が許可を持っているから、基本的には、エアコンは使わせないみたいな話なんだけど、施設にエアコンがあってエアコンを使わせないってどういうことなのか、僕は理解できないんだけど、何で使わせないのか、併せて、だったらその代替として何か考えていないのか。それについては、どうかということ。

それから、もう一つは、申込み方法や変更なんかが出たときに、どういう対応されているのか、いろいろ課題があるやにも聞いているんですけども、課題に対して見直しをかけているのかどうか、それについてもお聞かせ願えれば。

それから、コロナ対策ということで、扇風機を各学校で購入したという、こういうお話を聞いていますけども、これについて、思う存分使えているのかどうか、間違いなく各学校に体育施設の扇風機が配置されているのかどうか、これについても報告をいただけませんか。

それから、給食の関係についてはどうか、今、井上さん言われたように、40名いるとなかなか全体で

は無理だと思うんだ。だけど、各会議なのか、それから各調理の分野になるのか、ここでもってしっかり、グループといったらおかしいけども、誰かを中心にというものができているんだろうと思うんです。ですから、そういう中での情報共有だとか、また、いろいろな意味でのお互いの情報交換、こういったものというのは、僕はグループ単位でもできないことはないんじゃないかなという気もするし、合わせて、できればそういうところに、調理の方たちだけの会議じゃなくて、職員も絡んで一緒にやっていくという、こういうことにしていけないといけないのかなと。

要は、職員と調理員さんと、それから補佐員さんと、中には栄養士さんやら、そのぐらいかな、絡んでいくとかということをしてしながら、絶えず会話をしていることで、いろいろな意味での意思の疎通ができれば、問題というのはそんなに起きずに進んでいこうと思うし、おいしい給食ができて、子どもたちが喜ぶんだろうと思いますし、事故にもつながらなくなるのかなと思いますので、その辺について、いま一度、ご見解をいただけますか。

【茂内委員長】 石黒課長。

【石黒教育施設給食課長】 学校開放の関係でございますが、まず、エアコンにつきましては、体育館のほうにエアコンがございますが、そちらについては、学校開放では使っておりません。理由といたしましては、エアコンの動力元が、いわゆるエアコン本体のスイッチを押せばエアコンつくというものではなくて、動力源が先ほどからお話ししているように、外にあります発電機が動力源となっておりますので、そちらの使用法につきましては、しっかりした管理の下に行っておりますので、その辺を加味している部分が一つと、また、体育館の利用につきましては、どうしても学校の活動の時間外ということで、開放団体が使われる時間が夜間ですとか、また、休日等になってまいります。そこで、外にある発電機を回すと、多少の発電機のいわゆる低周波の音みたいな形がずっと継続して出てくるというような部分もございまして、近隣に対しての騒音対策というようなことも懸念される部分でありますので、そういった部分も加味しまして、現在、エアコンについての利用はしていないというところになります。

代替策という部分でございますが、エアコン自体は、もう既に、一つ、学校活動上では使えるようなものがありますので、加えて新たにエアコンを設置するというようなところは、今のところあまり好ましくないような形と考えておまして、お話に出ました扇風機がありますので、コロナ対策で、学校のほうで、学校のいわゆる授業で使う用に扇風機を買った部分がありますので、学校とも調整しまして、それを開放団体のほうで使うことができないかというような調整をさせていただいて、小学校については、暑い時期、学校開放団体が使うために、体育館にしまっただけ、通常しまっただけの扇風機を外に出しっ放しにしておいて、開放団体が自由に使っていただいて、使い終わったらちゃんと所定の場所に戻すというような形の利用が守られるのであれば使っていただいても構わないというところで、小学校については扇風機を使うような形を今現在とっております。

中学校につきましては、扇風機を外に出しっ放しにすることについての懸念がございまして、中学校は学校活動の中で、部活動でも多くの時間、体育館を使いますので、そこに不要なものを出しっ放しにしておくわけにもいかないというようなところで、中学校については、扇風機は学校開放団体のほうでは使えないような形になっております。

小学校のほうでございますが、扇風機が実際使える形になっているのは、旭小学校以外の4校で使え

るような形になっております。旭小学校については、もともとコロナ対策のときに扇風機の購入をしておりませんので、旭小学校のほうでは扇風機はないというような状況になっております。

以上です。

【茂内委員長】 小宮主査。

【小宮主査】 施設予約の変更等についてお答えします。基本的には様々なパターンがありますけれども、神奈川県で行っております、e-kana-gawaシステムを用いまして、予約を行っております。その後、予約決定後、キャンセルをしたいということでありまして、e-kana-gawaを使ってキャンセルをする方法と、利用料を納めてしまった後ですと、キャンセル申込書をメールにて送っていただいたり、窓口いらっしゃった場合は窓口でそれを受け取って、キャンセルの変更等を行っております。極力、メール等で来庁されないような形をとっております。

以上です。

【茂内委員長】 井上主査。

【井上主査】 給食について、いろいろとご助言を含めてありがとうございます。お話にありましたとおり、やはり40人全体会というのは、先ほども言ったように、学期単位というところで限られた回数にはなってきておりますけれども、もともと調理エリアですとか調理の内容によって一定の班を組んでおりまして、そこに調理員の常勤職員で班長を置いてございます。

まず、その班長から、会計年度さん、いわゆる調理補佐員さんに対しては情報が行くように、変更点も含めて、その場で作業をしながら、OJT的な感じにはなりますけれども、その場で対応ができるような形をとっております。班長等については、定期的な打合せと併せて、先ほどお話があったように、職員ですとか栄養士も入った形での班長の会議ですとか、当然給食センターというところでいくと、月一、調理員、事務職員、栄養士、全部入った形での月例ミーティングも必ず開催するようにして、行事の共有ですとか課題の共有というところで、「こういった課題は、じゃあこれから解決しなきゃいけないね」というところもコミュニケーションがとれるようにしております。

小さいところですが、コミュニケーションをとるためには話しづらければしょうがないので、必ず事務室前で出退勤やっていますので、極力挨拶するなり、お疲れさまと一声かけるなりすることで、逆に向こうからも話しやすいような、一応空気感をつくるように事務室では心がけるようにしております。

以上となります。

【茂内委員長】 関口委員。

【関口委員】 体育施設の開放の関係については、報告は分かりました。

開放するからには、やはりそれなりの対応をしてあげないといけないと思うんです。もしエアコンを使えないんだったら、夜間の場合に、大体9時ぐらいで終わるとは思うんですけども、エアコンを使えないなら使えない理由を、しっかりと各団体に徹底してほしいと思う。その代替として、この扇風機を使ってくださいと。

開放するんだから開放する体制づくりだけはしておいてあげないと、中学校の場合、扇風機も使えないで開放しているなんて、それでもよかったら使ってくださいみたいな、そういうようにしか聞こえない

いので、だから出しっ放しはできないとかじゃなくて、団体に使ったらこうしてくださいという、きちっとした対応策を講じてもらう。でなければ、もう使用させませんよと、こういう形のほうが逆に僕はいいと思うんです。

何も暑さ対策しないで開放しますよと言ったって、これでは開放事業に僕はならないと思いますので、どうかその辺については、エアコンが使えないということについては、きちっと各団体に周知徹底をお願いしたい。ご近所のいろいろな意味での騒音対策だとかということもあるのであれば、これはご迷惑をかけるわけにはいかないという部分もありますので、だったらその団体にはしっかりと、利用される団体には情報、また、状況をしっかりと徹底してほしいなと思います。

だけど、小学校5校が扇風機があるけども、旭小学校には、そのとき手を挙げなかったからないんだと、そういう寂しいことを言わないで、全部そろえてあげてよ。それで、回っているだけで空気を動かしますから、それで違うと思いますので、エアコンは使えないけども扇風機を使ってくださいと、ということで、小学校も中学校も私は徹底してほしいと思いますが、これについて、いま一度お願いできますか。

学校給食の関係については、補佐員の関係については、よろしくをお願いします。

【茂内委員長】 石黒課長。

【石黒教育施設給食課長】 開放の関係でございますが、エアコンが使えないということについて、今、関口委員からお話ありましたように、開放登録団体のほうには、改めてきちっとエアコンが使えないという部分の状況の説明と、また、加えて、利用者様のほうにおかれましても、先ほどお話ししましたが、団体様、団体の代表者様、特に熱中症に関する部分については、会員の皆さんの体調等をよく観察していただいて、もし利用するのに耐えないような日が想定されるのであれば、振り替えたほうが、振替等の相談に応じますというようなところも加えて周知をしてまいりたいと思います。

また、旭小学校の部分で、扇風機がないという部分については、今後また、その部分についても考えていきたいと思います。

以上です。

【茂内委員長】 中学校のほうはいかがでしょう。

石黒課長。

【石黒教育施設給食課長】 中学校のほうにつきましては、第一義的には学校の活動に支障がないという部分が大前提になってまいりますので、その辺について対応がとれるのかどうか、いま一度、中学校のほうとも調整をしていきたいと思います。

以上です。

【茂内委員長】 他に質疑はございますか。

吉田副委員長。

【吉田副委員長】 時間も時間ですので、1点だけ。学校体育施設開放事業費じゃなくて、ごめんなさい、こっちはやめましたので、文化財保護委員会のほう、文化財保護事業だから44ページのほうで、ご質問させていただきます。

今年度、いろいろ有形無形文化財等、いろいろな登録等もあってよかったかなというところもあった

んですが、コロナ以降、いろいろな各文化団体等の運営が厳しくなっているような話も聞きましたし、一方で、コロナ中でいろいろと、修繕箇所であったりとかいろいろな意見が出てきたところの中で、今年度、文化財保護委員会が開催されたことの中で、どのような話題が検討に上がったのかをご確認させていただければと思います。

【茂内委員長】 小林主査。

【小林主査】 令和5年度の文化財保護委員会の内容ということで、そのときの報告、協議事項を説明させていただきます。

2回会議を行いまして、第1回では報告として、国登録有形文化財の登録について、協議事項につきましては、国登録有形文化財の保存活用についてです。第2回目の会議のときは、令和5年度文化財保護事業報告及び令和6年度文化財保護事業計画について、もう一つが、大神塚古墳の保存目的のための調査について、協議事項といたしましては、国登録有形文化財の保存活用についてということでございます。基本的には、国登録有形文化財を令和5年度に登録いたしましたので、その関係を中心に審議をしていただきました。

以上です。

【茂内委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 それでは、委員会の内容は把握いたしましたけれども、こちらに関しては例えば町内の重要無形文化財関係に並ぶ、そういう文化財関係の扱い等の議論というのは提起されないということよろしいでしょうか。

【茂内委員長】 小林主査。

【小林主査】 令和5年度に関しましては、オフィシャルの議事としては、その内容は審議されておりませんが、そのお話の中で、いろいろ委員の皆様のご意見の中では、いろいろと指定文化財とか町の文化財、「こうしたほうがいい、ああしたほうがいい」というようなご意見は逐次出ておりますので、委員会としても、そこら辺は重要に感じまして、できることとか、対策できるようなことは実現していこうとは思っております。

以上です。

【茂内委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 あまり内容について触れ込みはしませんけれども、それでは、今2回開催ということでもございましたけれども、例えば、そういった文化財関係の話をするに当たって、予算内で2回というのが適切と捉えているかどうか、担当課のご意見をいただければと思います。

以上です。

【茂内委員長】 小林主査。

【小林主査】 適切かどうか、ちょっと難しいかもしれませんが、大体秋頃に指定ですとか登録の文化財のお話をさせていただいて、年度末に全体の1年間の総括みたいな討議をさせていただいておりますので、例年というか、もう長年、この回数でやっておりますので、基本的にはこれでいいかと思えます。

以上です。

【茂内委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。

以上で、社会教育費、保健体育費の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

令和5年度の寒川町一般会計及び各特別会計の決算につきましては、休憩前の教育費をもちまして、全ての説明及び質疑が終了いたしております。

この後の進め方といたしましては、総括質疑から討論、採決という流れになりますが、総括質疑、討論、採決につきましては、予定どおり、24日に行いたいと思います。

なお、ここで請求資料の確認をいたします。これまでに請求しております資料につきまして、いまだ提出がされていない資料がございましたら、お申出ください。大丈夫でしょうか。

この後、委員の皆様には、総括質疑要旨をご提出いただくわけですが、要旨提出の締切り時間はいかがいたしましょうか。参考といたしまして、12時。

(「令和5年9月の決算については、14時30分が通告の時間、令和6年3月の予算については、14時が通告の締切りというような形で、今までできております」の声あり)

【茂内委員長】 そうなっております。14時。14時で大丈夫ですか。

それでは、14時ということでよろしいですね。通告の時間です。

14時30分から再開ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【茂内委員長】 それでは、総括質疑要旨は、本日の14時までに提出をお願いいたします。

なお、通告の提出に当たっては、事務局からデータでお送りした書式をお使いくださるようお願いいたします。全ての用紙が提出された後に特別委員会を再開させていただき、何人の方から総括質疑が出たか、また、質疑の順番を皆さんと確認したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

暫時休憩いたします。再開は14時30分といたします。

【茂内委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

総括質疑の要旨については、4名の委員の方から提出されました。カレンダー24日に要旨が入りますので、ご確認をお願いいたします。内容はよろしいでしょうか。皆様でご確認をお願いいたします。24日の日に入っております。

暫時休憩いたします。

【茂内委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

再び暫時休憩いたします。再開は3時15分です。お願いいたします。

【茂内委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

カレンダーの24日のところに要旨が入っています。また、再度ご確認していただきました。こちらで

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【茂内委員長】 それでは、順番についてですけれども、要旨の提出順といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【茂内委員長】 それでは、最初に柳田委員、2番目に山田委員、3番目に関口委員、そして最後に吉田副委員長の順で行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、執行部との調整はしっかり行っていただくよう、お願ひいたします。場所については、後ほど事務局からロゴチャットでお伝えいたします。

24日ですが、朝9時に一度お集まりいただき、決算特別委員会を再開させていただきます。その後、1時間置いて10時から総括質疑に入ってまいりたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【茂内委員長】 ありがとうございます。それでは、24日の特別委員会は午前9時に再開し、総括質疑は午前10時より行うことにいたします。

それでは、以上をもって本日の会議をこれで閉じたいと思います。最後に吉田副委員長より一言お願ひいたします。

【吉田副委員長】 皆様大変にお疲れさまでございました。

皆様のご協力をおもちまして、決算特別委員会審議まで終わらせることができました。残り総括質疑となりますけれども、皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

お疲れさまでした。

午後3時19分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長